

平成25年第2回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成25年6月17日（月曜日）

○議事日程

平成25年6月17日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（23名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	久 保 潤 爾 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 弘 之 君
5 番	橋 本 龍 太 郎 君	7 番	山 本 久 江 君
9 番	上 田 和 夫 君	10 番	田 中 敏 靖 君
11 番	和 田 敏 明 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	清 水 浩 司 君	14 番	重 川 恭 年 君
15 番	安 藤 二 郎 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	河 杉 憲 二 君
19 番	三 原 昭 治 君	20 番	今 津 誠 一 君
21 番	平 田 豊 民 君	22 番	中 林 堅 造 君
23 番	田 中 健 次 君	24 番	松 村 学 君
25 番	行 重 延 昭 君		

○欠席議員（2名）

6 番	木 村 一 彦 君	8 番	安 村 政 治 君
-----	-----------	-----	-----------

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者	浅 田 道 生 君	総 務 部 長	吉 川 祐 司 君
総 務 課 長	林 慎 一 君	財 務 部 長	持 溝 秀 昭 君
生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君	健 康 福 祉 部 長	清 水 敏 男 君
産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君	土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	会 計 管 理 者	木 村 雅 幸 君
教 育 部 長	原 田 知 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 浩 二 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 田 直 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君
消 防 長	牛 丸 正 美 君	上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、木村議員、安村議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。16番、山根議員、17番、山下議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、先週に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

一般質問

○議長（行重 延昭君） これより早速質問に入ります。最初は、24番、松村議員。

〔24番 松村 学君 登壇〕

○24番（松村 学君） おはようございます。明政会の松村でございます。市民主役の市政に、実現するためにも、きょうは何とぞ前向きな御回答をよろしくお願いいたします。

きょうは、4点の質問でございますが、関係の市民の方も固唾をのんで見に来ておられますので、きょうはどうぞ一歩進んだ答弁を期待いたしまして、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1点目、駅北区画整理用地について質問をいたします。

昭和54年にスタートした防府駅付近連続立体交差事業、いわゆる鉄道高架事業開始により、駅を中心とした新しい都市基盤の整備がされることになり、駅南土地区画整理事業13.1ヘクタール、駅北土地区画整理事業6.7ヘクタールを整備し、高次な都市機能の集積が期待されることになりました。その後、駅前の顔づくりということで始まった防府駅でんじんぐち市街地再開発事業により、アスピラートとルルサスが誕生し、駅北のにぎわいの核となったところであります。

残っていた駅真北の区画整理も平成22年度で終了し、周辺には多くの高層マンションやホテルも建設されるに至ったが、肝心の駅真北のさくらいカメラ付近はいまだに3年間も空き地で、駅北の景観とにぎわいが損なわれています。地権者もばらばらであり、このままでは乱開発となります。当初、計画の目的の高度利用はできないわけであり、今こそ、市として地権者と調整し、きちんと起爆剤なるものを誘導し、駅北の核にふさわしい高度な土地利用となるようすべきと考えますが、御所見をお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

防府駅北地区の土地区画整理事業地域内における土地につきましては、平成22年1月、換地処分によりまして、それぞれの地権者の新しい所有地が変わっているところであります。市も駅前の核にふさわしい高度な土地利用を促進すべきだとのお尋ねでございますが、本市といたしましては、事業期間中と同様に、土地利用の動向には十分注意を払っておりまして、事業完了後、土地の利用が進んでいないことなどから、一昨年12月には地権者全員から聞き取り調査もいたしましたところでございますが、その後も個別情報収集を行っているところでございます。

景気の低迷や土地所有者がお持ちのそれぞれの将来計画の違いもございまして、駅前で核となる建物を建てるような土地利用計画までに進展していないのが現状でございます。市が主体となって整備するということではできませんが、今後も引き続き、各地権者の皆様からの相談窓口として、総合調整などの注意を払ってまいりたいと存じます。

以上、答弁いたしました。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） もう少しちょっと踏み込んで再質問していきたいと思っております。

今までですね、これは私も、実は話をさせていただいたことありますが、当時あそこへ民間で複合ビルをつくらうという話もありました。ところが、いろいろな形で残念なこと

に、その話も崩れてしまいました。しかし、やはり市としてもう一步、僕は手を差し伸べるべきだったんじゃないのかなと、当時を振り返れば思います。

そこで、今、いろいろとるる御説明ありましたけども、実際、市として、やっぱり地権者の意向も当然聞いていかなきゃいけないんですけど、地権者の、今、どういうふうなお気持ちになってるのか、この土地に対してですね。やはり何とか利用してほしいと思われているのか、その辺を、今、訪問されたと言いましたので、ちょっとその辺について、9筆で8人、所有者がおられますね。全部で1,700平米あります。かなり広いですね。だから、ぜひともここへそれなりのものを持ってきてほしいわけです。その辺の、所有者の方々のお考え、お気持ち、そして、今まで市としてここへ何か誘導しようとしてアクション、いろんなところへアクションされてきたのか、その辺の経緯についてもちょっと御説明をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの再度の質問にお答えいたします。

市としてということでお尋ねでございますが、もちろん、防府市といたしましても、この街区が駅前の極めて重要な街区であるということは十分認識しておりましたので、当初から、そしてまた、市長も申し上げましたが、事業完了後も集約した土地利用が実現できないものかと、何度か権利者の方々とも話を行ってまいりました。全員の方に等しくお伺いしたのは一昨年12月でございますが、その後もいろんな各方面から、例えば駅前のあの土地に車が置かれているがというようなことのお尋ねをいただいたこともございまして、その都度、所有者の方々には足を運び、状況の確認は行ってきております。

ただ、土地区画整理事業が始まりまして、また天神地区の市街地再開事業が進みます中で、景気が徐々に低迷してまいりまして、権利者それぞれの方に御意向をお伺いしてみましたところ、将来設計に違いが見え始めたというようなことも事実でございまして、そうしたことから、現状では土地利用が進まない状況にあるということも我々としては確認しておるところでございます。しかしながら、市といたしましては、先ほど申しましたように、駅前の重要な街区でございますので、今後も権利者の皆様方から土地利用等についての御相談があれば、お受けしてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 実は、この土地の一画に市が所有していた土地が200平方メートルあります。これが、実はことし売却されました。なぜ売却したのか。売却することによって一体利用がまた小さく、キャパが小さくなるわけですから、余り好ましくない

と思うんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 御質問のとおり、この街区には、地元権利者の方々の御所有される土地のほかに、換地の調整を行うという目的で、一画に市有地を持っておりました。ただ、先ほど申し上げましたように、街区全体として、また個別の土地所有者の方々の土地利用計画をお伺いする中で、なかなか進展が見られないということから、換地処分を行った後、平成23年8月に財産処分審議会の了承を得て25年4月に売却処分を行っております。

ただ、重ねて申し上げますが、防府市の所有する土地の中に、行政目的で使用するものと一般財産として持つ土地がございまして、今回のこの土地の位置づけにつきましては、当初から持っておりました市街地再開発事業用地等々の位置づけがなかったことによりまして、やむなく売却処分を行ったものでございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） まあ、今回はこれ、さらっと行きますけども、正直、やる気が感じられないなというのが思いであります。少しでも粘って、この土地がまとまってすばらしいものが建つようにするのが普通の考え方であると思います。その辺をまず指摘しておきます。

本当、10万都市の駅前で、玄関口です。ここが空き地になってるといような都市は、僕は聞いたことがありません。今、このまま放置していくのはやっぱり市民にとっても恥ずかしい話であると思います。何とか、防府市の威信にかけても、この残った土地に、今からでもまだ間に合うと思います。

以前も、私が申し上げましたけども、若い人が好むような、にぎわいのあるようなですね、やっぱりそういった、キーテナントといいますか、魅力ある店舗、例えば前も言いましたけど、何度もくどいようですが、スターバックスのような、ああいうところを誘導していくと。ほかにも募集を全国的にかけていとか、地権者の人とも話して、やっぱりあそこへにぎわいができて、ルルサスに流れて、そして新天地、車塚へ流れていく、やはり、これが当初の防府市の計画でありました、にぎわいをつくっていくためのですね。また、初心に戻っていただいて、何とか、力を込めて、ここへすばらしい施設、またテナントを誘致していただくようにお願いします。

その際は、実は何か原課の都市計画課のほうでは、余りそういう出張旅費やらもないみたいですから、企画政策課はこういった誘致の活動費、持っております。こういったとこと連携をして、しっかりとそういったものを引き込むように、よろしく要望して、この質

間は終わります。

次に、公会堂の利用改善について質問をいたします。

防府市公会堂は、高名な建築家、佐藤武夫氏により設計され、今から53年前の1960年に竣工されました。53年前といえば半世紀以上前です。当然その間、社会環境は大きく変化し、一家に1台であった車も今や一人に1台というような超車社会となり、また、公会堂周辺も高層マンションや住宅が密集し、人口集積地区となつてるところであります。そういう事情に合わせて、公会堂の庭園の一部を駐車場として整備したり、交通対策も行われてきたところがございます。このように、時代や周辺環境に対応すべく、以下3点、質問いたします。

1点目に、公会堂の出入り口は西側2車線の広い道路、東側は細い道路であります。出口は細い通路側にあり、行事終了時は一斉に車が出るため車が動かないことがたびたびあります。また出口付近に保育園もあり、行事と児童のお迎えが重なればパニックになります。周辺の家からは、車が渋滞しているため家から車が出せない状態で、周辺住民も大変困っております。本来、出入り口を逆にすべきか、何らか市として対策はできないか、お尋ねいたします。

2点目として、公会堂の建物は車道から奥に引っ込んだところに位置し、市民の皆様から何の催し物をやってるかわからないと声が多いが、公会堂の行事予定の案内看板を旧国道と反対側市道に設置できないか、事前にイベントの情報がわかれば利用者もかなりの増になるはずですが、お尋ねいたします。

3点目として、民間所有の銀座商店街前の駐車場に結婚式場が建設され、新天地、車塚商店街の駐車場が不足しつつあります。この結婚式場の駐車台数もときには不足することが予想されます。

一方、公会堂も来場者が多いと駐車場が不足し、周辺の大型店舗や企業の駐車場に無断駐車し、かなり前から問題になったので、今こそ公会堂の駐車スペースの拡張等々の整備を検討できないかお尋ねいたします。

以上、3点、質問いたします。

○議長（行重 延昭君） 答弁をお願いします。教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 公会堂の利用改善についての御質問にお答えいたします。質問の要旨のほうは少し短く御紹介いたしますので、御容赦いただきたいと思います。

まず、公会堂の出入り口につきまして、行事終了時は一斉に車が出るため車が動かない。市として対策できないかとのことでございます。

防府市公会堂で大きな催し物がある場合は、公会堂の有料駐車場及び無料駐車場、それ

から文化福祉会館駐車場では足りず、他の民間の有料駐車場をも御利用になるお客さんもいらっしゃる状況でございます。また、催し物の終了時には文化福祉会館駐車場、公会堂東側駐車場及び有料駐車場から公会堂東側の市道に一齐に車が出るため、近隣での渋滞、混雑が見受けられるところでございます。

この公会堂有料駐車場出入口につきましては、平成12年の建設当時、もろもろの検討をした結果、公会堂と文化福祉会館が同じ敷地内にある一体施設ということから、利用者に混乱が生じないように、有料駐車場の入り口も文化福祉会館の駐車場と同様に西側に置き、出入口を東側にしたという経緯がございます。

教育委員会といたしましても、公会堂東側市道の渋滞には苦慮いたしているところでございます。大きな催し物の開催に際しましては、指定管理者でございます防府市文化振興財団を通じて、主催者側に駐車場等への警備員の配置、公共交通機関の利用等の呼びかけを申請時に重ねて行うよう、要請いたしているところではございます。

なお、出入口を逆にすべきではとの御意見でございますが、出入口を置きかえた場合、有料駐車場への入場待ちの車と保育園への出迎いの車との時間帯が重なることも想定されます。少なからず渋滞が発生するおそれもございます。

また、公会堂西側の市道は東側より幅員が広うございます。渋滞は緩和するのではないかとお考えでございますが、西側市道は信号機のある大きな交差点に近いことから、赤信号を待つ車で滞留する車が多く出てくることが予想されます。そういったことで渋滞のほうの緩和ということはなかなか難しいのではないかと、現時点では考えております。

今後は、公会堂周辺の交通量の予測や駐車場機器の更新時期などの課題を整理した上で、公会堂、文化福祉会館、2館の総合的な施設の将来構想の中で検討していく必要もあると考えておるところでございます。

次に、公会堂の行事予定の案内看板等を旧国道と反対側市道に設置できないかとの御質問でございますが、公会堂での催し物の周知方法につきましては、現在、指定管理者である防府市文化振興財団が公会堂やアスパラート等にポスター掲示をするとともに、ホームページ、情報誌「イベント アイ」、市広報等で事前の周知を図っておるところでございます。また、当日には来場者向けに公会堂館内に周知看板を置いたりしているところでございます。

しかしながら、議員御案内のとおり、公会堂は道路から奥まったところにある施設でございます。当日の催し物が近隣の方々や通行される市民の皆様からはわかりづらい状況になっております。教育委員会といたしましても、公会堂の催し物をさまざまな方法を活用して周知に努めることは、利用いただく皆様の増加につながると考えておるところでございます。

いまして、今後、案内看板の設置及びポスターの掲示場所の検討等、周知方法を工夫してまいりたいと考えております。

最後に、公会堂の駐車場スペースの拡張を検討すべきではないかとのことでございます。市内中心部の商業地域にある民間駐車場に建物が建設されておるところでございますが、土地の高度利用が図られますことは、防府市の中心市街地の活性化につながるもので歓迎するところでございます。しかしながら、駐車場がなくなることから駐車場不足、それに伴う不法駐車等の懸念も起こってまいります。

一方、中心市街地には防府市営中央町駐車場やルルサス駐車場等の公益駐車場、近くには各商店街の駐車場もあることから、これらの利用の拡大も図られるのではないかと考えておるところでございます。

こうした中、公会堂の駐車スペースの拡張ということを御提案いただきましたが、有料駐車場の平日での利用状況が数台程度に限られておるところでございます。また、中心市街地における貴重な緑のある公会堂前庭が狭められることから、現時点では駐車スペースの拡張については考えておりませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） とにかく、平成12年に、これ、駐車場が設置されてですね、ずっと住民の方々は悩んで、市のほうにも大分言ってると思うんですよ。実際、それからどういう手だてを打っていただいたのか、聞きたいなと思います。というのが、本当、急用があっても車が出れないのでいろいろ本当に困ると。で、あの周辺は大分最近高齢化も進んでいまして、実際今から、例えば、急に病気になったとか、火災が起きたとかになって、この時期、この渋滞時期に出会い帳場になってしまったら、それこそ命の危険性もある、その辺ぐらいまで考えてほしいんですよ。

実際、これは土木都市建設部長に聞いたほうがいいかもしれませんが、今までこの平成12年から、市として交通対策とかやられたことはあるのか。また、技術的にこの公会堂の出入り口の配置というのは実際適正と考えるべきなのか、その辺についてちょっとお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。公会堂東側市道の今、御指摘の駐車場の出口側についての御質問だというふうに思います。

実は、東側の市道に対しましては、市民の方からの御苦情というか、実は昨年2月に開催をいたしました地区懇談会でも、公会堂で催し物があるとき等は歩きづらいということ

が、多分、今、御指摘のことだと思いますが、そうしたことから少しでも道幅を広くしてもらえないかという御相談、御要望がございました。そのため、市道東側につきましては、その市道の東側にごございます側溝、これには既にふたをかけて、歩行者の方々には少しでも広く、歩きやすいような対策は講じております。

また、引き続きまして、西側の公会堂側には電柱が実はございまして、この電柱も交差点に近いということで、出入り口、交差点の車のすれ違いに悪い影響を与えてるということで、これも近日中に移設する予定といたしております。拡幅はできませんけれども、駐車場を設置できている理由といたしまして、駐車場法の中に大きく駐車場を設置してはならないという決まり事の中に、交差点から5メートル程度出入り口を離しなさい、駐車場の出入り口を設ける道路の幅は6メートル以上でなければならないというような決まりがございまして、こういった決まりに照らせば、今、東側の市道の出口につきましては、法的な拘束からいえば、一応クリアしてるというふうには理解しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 法律的にはクリアしてるものの、ちょっと位置的にはどうなのかなというところもあるよということですね。

で、この駐車場法施行令というのがあります。この7条の1の1のハでは、小学校とか児童施設、そういった保育園の出入り口、20メートル以内の道路、また、先ほど部長が言われましたように、イ、1のホでは、6メートル未満の道路に駐車場出入り口を設置してはいけないというふうに規定されております。どうしても設置しようとする場合は6メートルの幅員を確保しなくてはならない、先ほど言われたとおりでございます。

御存じのように、公会堂の西側にはみどり保育園がございます。ちなみに、この前に駐車場あります。で、南側のほうの有料駐車場の出口ですが、そこまでは、私、わざわざはかりに行きましたが25メートルぐらいでした。まあ、何とか、かつがつセーフ。しかしですね、今6メートルあるとおっしゃいましたけど、私のはかったら、実際、南側の道路は路側帯まで5メートルもありませんでした。私のはかったらですけどね。入り口のところですけど、昨日、住民の方と一緒にはかったら、あらと思ひまして、これもいけないかと、一回はかってみてください。ということなんですね。ということは、西側にそもそも駐車場の出入り口をつくってはいかんということなんですよ。

で、もう一つ言わせてもらおうと、公会堂の駐車場は、北側は無料であって南側は有料という、何か、市民から見れば、まあ、理由は多々あると思ひますけど、公平という観点ではいかがかなと思ひます。今後は、ぜひ、南北もつなげて一体利用できるような形で、そ

のときに、できればその出入り口についても検討していただきたいなと思っております。これは費用と、また時間もかかるでしょうけども、これは、できたら、公共施設白書で今からそのいろいろな検討をされるということですけど、それとまた別に切り離して、市民の、住民の方々の、やっぱり安全、そういったものを確保していくという観点からも、なるべく早くいろんな形で対応していただきたいなと思います。

せめて、今できることをしなくてはいけないのかなと思います。そうしますと、例えば、公会堂を使用する前ですね、使用する興行者に対して、駐車場の誘導員の配置など指導されているんですけども、やっぱり周辺住民の方を優先して誘導するとか、そういったことも今後、追加して指導していただいて、また東側の道路に、そういった周辺住民に配慮するような誘導看板、こういったものが設置できないか、お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） お答えいたします。

今できることということで、具体的な方策でございますが、今、議員が言われましたように、文化振興財団が公会堂の利用申請に、業者さんというか、主催者が見える、そういったときに、今は駐車場の出入りについてはこういう状況でございますので、しっかりと警備、誘導をしてくださいというお願いをしてるわけでございますけど、これにつきましては催し物の、要するに、始まりから終わりまでとか、そういったものも、ちょっとはつきり申し上げて、始まりとか、そういったところだけに重点的になってる可能性もございます。その辺につきましては、主催者側のほうに、申請時に十分なお願ひ、指導をさせるように、文化振興財団のほうにお願いしたいというふうに考えております。

それから、今言われました、有料駐車場から南に出る25メートルの間に4軒ぐらいの家があるということでございます。実を申しますと、やはり催し物が終わりますと、一斉に皆様、出て行くわけでございますよね。そうなりますと、もう我が道を行くということで、本当、周辺のこと何もお考えではないように思います。例えば、出口のところ交通マナーと、それから周辺住民の方への配慮というか、そういったことをお願いできないか、この辺につきましては、早くできる対応じゃないかとは思っていますので検討させていただきます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） ぜひ、お願いいたします。

その他、私もきょう、まあ、素人でございますので、ぜひとも専門的な対策も必要だと思いますので、一度関係機関等と協議をしていただいて、なるべく迷惑かからないように、管理者として対応をよろしくお願いいたします。

2番目の、行事予定の案内看板の設置については、前向きに検討していただけるということでございますので了といたします。感謝申し上げます。

公会堂の駐車場の拡張整備につきましては、このたびは指摘ということで、この質問を契機に、公共施設白書を策定する中で検討を進めていただきたいと思います。まちなかにベルコが結婚式場を建設されるということは、にぎわいの創出も期待でき、うれしくは思っておりますけども、もともとここに約90台分の駐車スペースがありました。まず、この分が今後不足してきますし、市役所前のグランドホテルでも、式やイベントが重なると市役所の駐車場がもう満杯になりますよね。ですから、ベルコについても同じように、ベルコの設置する駐車場だけでは到底足りません。だから、90台プラス、恐らく100台から150台、200台から250台ぐらいは、またキャパが要るようになります。この辺のところ、先ほど言われたところで賄えるのかどうかというのは、ルルサスの今の、防府市の立体駐車場ありますよね、先ほど言われました。あれもう結構いっぱいですよ。私もなかなか入っても、とめるところないんですよ。だから、もう少しいろいろな調査をしていただいて、検討していただきたいと思います。この質問は終わります。

次に、3点目、都市計画行政について質問をいたします。

昭和43年6月に都市計画法は都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的に制定され、市民参加のもと防府市が主体となり、防府市の都市計画に関する基本的な方針、都市計画マスタープランを平成11年2月に策定され、中期目標年次を平成22年、長期目標年次を平成32年とし、計画的なまちづくりを推進してきました。しかし、時代とともに、既存企業の撤退やマツダ関連企業の急速な進出、社会情勢が大きく変わり、まちづくり3法の改正により規制を厳しくしましたが、市街化区域外周辺部の大規模開発が進むなど、乱開発も進んでいるようにお見受けいたします。

市として、今後、当初の目的のように、計画的なまちづくりが行われるよう、次の2点ほど質問いたします。

まず、1点目として、JTの社屋を解体する前の平成24年度までに、都市計画上、工業専用地域に新しい一般企業が参入するキャパシティはどれくらいあったのかお尋ねいたします。

次に、2点目として、都市計画法違反の件数、また、業者はどのくらいあるのか、今まで違反業者の監督処分はどのくらい、どういう方法で行われてきたのか、その処分の際、指導及び処分の公平さで格差は生じていないか、格差は公表されたもの、されないもの、把握しながらも指導も処分もされていないものが生じていないか、以上のことを踏まえていただき、御答弁をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 執行部、答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

J Tたばこ工場の取り崩し以前に本市の工業専用地域に、どの程度企業進出を受け入れる余地があったのかとお尋ねでございましたが、本市の工業専用地域は協和発酵パイオ及び旧鐘紡などの企業用地のほか、埋立事業により造成されました百間沖や中関地区、西浦地区などの工業団地でございます。工業専用地域の中に、現在、市が所有している土地はなく、全て民間企業が所有している状況でございます。したがって、企業が所有している土地全てが有効に生産活動に供されているのかということになりますと、定かではございませんが、情報では幾つかの未利用地の存在があるようで、企業などが所有しておられる土地の中には売却を検討しておられる未利用地も、およそ6ヘクタールほどあるように聞き及んでおります。

次に、都市計画法違反の件数、業者の数、今までの違反業者の監督処分の数と方法、指導及び処分の公平さに格差が生じていないかとお尋ねでございましたが、現在、市が都市計画法違反として確認している件数は66件あり、うち事業者は52件となっております。過去には、都市計画法に基づく監督処分が3件ございましたが、平成10年に当時の建築指導課に行政指導業務担当を置きまして、その後、指導に努めました結果、自主的に68件の是正がなされました。

さらに、平成23年4月1日付で、都市計画法に基づく開発許可に関する事務権限が、県から市へ全面移譲されましたことから、平成24年6月1日付で、「防府市開発行為等の違反開発等に関する事務処理要領」を制定いたしまして、現在は要領に従って是正指導を行っているところでございますが、制定後、この1年間で6件の是正が完了をいたしております。

是正の方法につきましては、まず相手方に違法状態であることを認識していただいた上で、是正に至るまでの計画を立てていただくようお願いいたします。その後は、是正計画に従って、できるだけ自主的に是正を行っていただくことといたしております。是正の指導は都市計画法や事務処理要領に従って、公平さが保たれるよう行っておるところでございますが、今後も都市計画行政につきましては適正に取り組んでいく所存でございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 今、工業専用地域の話をしていただきましたが、まあ、工専というのは一般に迷惑施設を建設できる唯一の区域です。迷惑施設とは、産業廃棄物処

理施設や危険物質を扱うような化学工場など、施設自体は社会的に必要とされるものの、立地点の当時者にとっては迷惑である施設であります。工専ではありませんが、このような施設を準工へ建設する場合は、環境影響調査や500メートル圏内の住民の同意が必要となります。つまり、今の御時世ではなかなか難しい、不可能に近い話ということになります。

市内に約519ヘクタールの工専を市は有しておりますけども、ほとんど企業は所有しておると、その実態もなかなかつかめないということでございます。工専立地するJTが社屋を解体する前は、当然、今度ここが工専として使えますので、また誘致、まあ、今からまだJTさんが持っておられますけど、売却の方向が強い、濃厚であるということでございますので、そういった形でまた使っていくというふうに思っておりますけども、このような迷惑施設を建設しようとする新しい企業がなかなか今までは参入できなかったということで、まあ、断定しませんけど、今でもまだ摘発されずに迷惑施設まがいの施設が無許可で市内に結構散在している、実際、複数箇所あるというふうに、私も市民のほうから聞いております。実際、こういった流れが都計法違反を誘発する温床になってきたのではないかなというふうに思っております。

以前、議会でも指摘しましたけども、大道のある業者さんが農振地域に十何年と言わんぐらい、都市計画法違反、会社事務所やら作業場等々があったということで、実際、市としても、事実を知っていながら16年に、平成16年に指導したということですけども、実際3年間ほど放置してて時効が成立してしまっただと。ずうっと、毎年毎年、きちっとその処分監督をしとけばよかったんですけど、3年間何もしなかったため時効になったと、こういうこともあるみたいですね。こういうことになってしまうと公平さが保てないのではないかなと思うんですよね。何でこういう事実、放置したのか、この辺についてお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの御質問について、お答えをさせていただきたいと思うんですが、お答えになるかならないか、ちょっと私も悩みつつ、御答弁をさせていただきたいと思っております。

今、御指摘がありましたけども、都市計画法違反等々に関する情報といたしましては、先んじて申し上げますが、件数はただいま御答弁を差し上げましたが、その是正に関する情報につきましては、一切公表をいたしておりません。そういった中で、御指摘の案件に限らず、まだ是正が完了してない案件があることは事実でございます、先ほど申し上げましたように、いまだ五十数件、指導の完了してない状況があるということはお伝えした

ところでございます。

ただ、私どもも、これまで是正指導が全く進んでいなかったかというような御質問であれば、職員も個別、またグループをつくって相手企業のほうに出向きながら是正の指導は行ってきておるんですが、なかなか実現には至っていないという状況があったことによるものでございます。

そうしたことから、長い間放置していたというような御質問であれば、今回新しい、県から事務引き継ぎも受けましたことによりまして、職員もきちんと、我々も指導に当たろうということで新たな要領を定めまして、昨年6月1日から動き始めておるところでございます。

なお、都市計画法違反につきましては、実は既に違反の状況にあるものの是正、これは言うまでもなく行っていく必要があると思っておりますが、なかなか市民の皆様からすると、理解の難しい法律にもあるようでございます。そのために、昨年6月1日に要領を定めると同時に、市の広報並びにホームページのほうに、市民の皆様方に市街化調整区域、原則として市街化を抑制する区域であって、建築物の新築・増築及び建物の用途変更は規制がありますよということのお知らせもして、あわせて市民の皆様方へそういうお知らせも差し上げながら、新しい違反を生まない状況もつくりつつ、是正に取り組み始めたところでございます。

そういった状況であることをお伝えして御理解をいただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） なかなか奥歯にかかったようなあれで、なかなかちょっとわかりませんでしたけども、まあ、こういった事実が実際あったわけですから、今後は絶対ないようにしていただかなくてははいけません。

今、先ほど言われました、事務処理要綱、これ平成24年の6月1日制定ということでございますけども、これ、こういうふうに書いてあります。5条においては、「市長は違反行為者及び事情聴取する必要がある者に対し、事情聴取調書に記録するものとする」。第6条1項で、「市長は事案ごとに是正方針を決定しなくてはならない」、そして同2項では、「その方針を検討するため、土木都市建設部長のほか関係職員等で構成する防府市違反開発是正会議を開催する」というふうにあります。

市長も以前、答弁で、都計法違反は市内に無数にあるというふうに言われたこともあると思いますけども、あれから市長自身、断固たる思いですね、やはりこういった違反者に対して厳しくやっていただきたいと思いますと思うんですけど、その辺のお気持ち、今後のその是正指導の方向性、そういったものもちょっと市長に御答弁、お願いいたしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） これまでも要領に従って適正に対応してきておりますし、その姿勢は今後においても同じでございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 適正に対処されてるということですけど、今言われたように、時効になった、放置されて時効になったこともあることから、その、適正に対処してるとまだ思えません。ですから、今、市長のお気持ちを聞いたんですけども、つまり、そんなに力が入ってないといいますか、こういった、きちっと、不公平なことをやってる者に対して断固たる行動を起こさないと、こういうことなんですか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） そういうことはございません。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 実は、この要綱では都計法違反の行政指導の手順、こういったものまで示されてないんですよ。やっぱりここも明確にして、機械的にこういう取り締りをしたほうがいいと思います。ですから、ぜひこのような、本当、ざるになってますから、できれば条例化とか、それに近い、ちょっと重たいような規則、こういったものをつくって、今後、都計法違反、取り締まっていたきたいと思いますが、執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま御指摘がございましたが、確かに開発行為等の違反開発に関する事務処理要領、ホームページを通じて公表はいたしておりますが、あくまでも文字で書いておる要領のみでございます。したがって、先ほど言いましたように、市民の方々にももっとわかりやすく、また御理解いただけるような要領の手順等につきましても、図式等も用意しながら考えていきたいと思っております。

また、規則、条例化ということもございましたが、これにつきましても、私どもの今後の検討課題として受けとめさせていただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） ありがとうございます。都計法という法律に明白に違反している場合、違反行為を処分するかしないかは、例えば3つの事例があった場合、1つだけ処分して2つ処分しない、そういうことは市として裁量はございませんので、今後きちっと不公平な行政行為がないよう指摘いたしておきますし、そういうことがないよう強く要望いたしまして、この質問は終わりたいと思っております。

最後の４点目になりました。野島振興について質問をさせていただきます。

前離島振興計画によれば、平成１２年１０月１日付で島内人口２２５人に対し、平成２５年３月末付で同人口は１１９人の約半分へと激減し、平成２３年度漁勢調査でも市内漁獲量８９５トンに対し、野島は２１９トンで市内第２位であり、防府市に水揚げされる漁獲量のウェートを大きく占めるが、島の主要産業である漁業者も当時の５８人から３７人へと激減し、防府市全体の漁獲量を維持するためにも、大きな課題となっております。今こそ野島の１０年後、２０年後のあり方を抜本的に考えていかななくてはならないと思います。

そこで、２点ほど質問いたします。

まず、１点目として、今年度から新しい離島振興計画、計画期間は平成２５年から平成３４年の１０年間に沿ってさまざまな事業が実施されることとなりますが、前計画と比較して、新たに手を加えるもの、今後の野島振興、定住対策、産業振興、交流人口、生活環境の整備などについてのお考えを御説明いただきたいと思っております。

次に、２点目ですが、野島小・中学校の存続問題と並行し、茜島シーサイドスクール事業についても、昨年の９月議会でその存続についての決議が全会一致で、議会で可決されたところでございます。御存じのように、この茜島シーサイドスクール事業は海の体験活動、地域との共催行事、伝統文化教育など、島民との心温まる触れ合いを通じて野島独自の教育がなされています。まさに、野島全体が子どもたちの学び舎となっているのです。

また、茜島シーサイドスクールを支援する会も約４００人を数え、その成果として、ほとんどの卒業生が第一志望校に合格し卒業するなど、山口県教育委員会からもかなりの評価を受けています。

そこでお尋ねですが、この事業こそ野島振興の鍵であると、私は思うのですが、できれば今こそ、さらなる展開を考えるべきと考えますが、今後の事業拡張について、見通しについて、どのように検討されているのか、お尋ねいたします。

以上、質問いたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 私のほうから、２番目の、野島小・中学校存続問題についての、茜島シーサイドスクール事業についての御質問にお答えさせていただきます。

本事業につきましては、防府市立小・中学校教育検討委員会の提言を受けまして、平成２６年度以降の事業のあり方について、これまでに得られた成果等を引き続き検証しながら検討すると、平成２４年の６月議会、９月議会において答弁させていただいております。

防府市教育委員会では、来年度以降の本事業について再度検討を行い、平成26年度は継続実施することとしました。また、平成27年度以降の本事業につきましても、存続の方向で実施について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 続きまして、野島の振興についてお答えをいたします。

昨年6月に改正されました離島振興法の趣旨を踏まえ、山口県では平成25年度から平成34年度の10年間を期間とする山口県離島振興計画を策定されております。本市では、県の計画策定に当たりまして、基礎資料といたしまして、野島地区の自治会長や老人クラブ会長、漁業協同組合関係者等から構成されております島づくり推進協議会で頂戴いたしました御意見をもとに、防府市離島振興計画案を作成し、県のほうに提出をいたしました。

現在、策定を進められております山口県離島振興計画では、県の計画対象地域として指定された7地域について、地域別の振興計画が掲げられておりまして、防府市の野島は光市の牛島、周南市の大津島とともに、周南諸島地域に位置づけをされております。

周南諸島地域の振興計画では、地域の概況、振興の基本的方向、取り組みの内容で構成されておりまして、取り組み内容の中で具体的な振興方向が示されておりまして、野島の振興については新たに5つの取り組みを加えております。

1点目は、交通・通信の確保として、離島航路の安全運航のため新たな予備船の確保を図ること。

それから、2点目は、生活環境の整備として、防府市定住促進バンクを活用した空き家の有効利用によるUJIターンの受入体制づくりを行うこと。また、水道事業では配水池を最新の耐震基準に対応したものに更新すること。

それから、3点目は、医療の確保として、妊婦の健診や出産に係る交通費などの支援について検討すること。

4点目は、自然環境の保全・再生として、レジャー客へのごみの持ち帰りの呼びかけを行い、来島者の環境保全意識の向上を図ること。

最後に、5点目としまして、防災対策として、災害時の情報伝達手段の途絶に伴う孤立対策のための有効な通信手段の確保や災害時に自立できる体制の確立のため、再生可能エネルギーの利用を含め、自主電源の確保について検討することを加えております。

そこで、今後の野島の振興についての考え方でございますが、野島につきましては、これまでに生活基盤をはじめ、さまざまな社会基盤の整備を行ってまいりましたが、地理的条件、それから産業の低迷等によりまして、人口減少化が進んでおります。さらに、高齢

化も一層進んでいるという状況でございます。

このような状況を鑑み、離島における定住促進のため、医療・福祉・教育等の基礎的環境の整備、水産基盤の整備、交流の拡大や他地域からの移住促進などにおいて、島民の皆様の御意見を踏まえつつ、継続的な取り組みが必要であろうというふうに考えております。

今後も引き続きまして、地域の実情に即した定住環境の向上、地域資源を活用した島づくりを進めるため、山口県離島振興計画に基づく諸施策を関係機関、関係者と連携をしながら推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） ちょっと時間がないのでシーサイドスクールのほうから質問いたします。

前回の離島振興計画では振興の方向で、「本土から児童・生徒の受け入れを行って小・中学校の存続を図っていますが、この取り組みをさらに拡充させます」という記述がありました。そして、実際今まで、何かいろいろそういった拡充について、手を打たれたり検討されたことは、まず、それをお尋ねします。

そして、新しい計画では、ちょっとトーンダウンしたような表現になっておりまして、「野島小・中学校への就学、学校変更を認めることにより、児童・生徒の心身の一層の成長を支援します」と、のみなんです。実際、表現はこうなってますけど、存続するということになれば、やはりきちっとその教育の効果を摘み取っていくべきだと思いますし、それこそが野島シーサイドスクールの存続に大きく、これからもつながっていくと思うんです。ですから、そのようなことについて考えられてることがあるのか、お尋ねします。

それと、もう1点は、今定員は10人ということになってるんですけど、この辺の経緯がちょっとわからないんですよ。何で20人、例えばですけど20人じゃいけないのか。実際、一クラス大体20人ぐらい、二十数人ぐらいで、30人ぐらいで形成してますけど、それぐらいですね、定員、設けられてもいいんじゃないかなと思うんですよ。その辺についてちょっとお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） この野島の茜島シーサイドスクール事業につきましては、今、議員御指摘ありました、豊かな自然の中で心温まる教育風土、そうした恵まれた中で子どもを育てるといことは大変、子どもの、いわゆる育成の上では意義あるもの、欠かせない、そうした教育的風土に恵まれてる、そうしたものがあるとは思っております。そうした中で、この事業の拡大と申しましたが、私どもこれまでいろんなところでこの事業の、

いわゆる啓発活動を行っておりますし、また、いわゆる体験入学と申しまししょうか、野島でのそうした体験も含めまして、それ以前にやはり市役所の中で、そうした事業説明等、行ってきております。そうしたところでは、いろんな機会を通じてこの事業を利用させていただくようにはしておりますが、ただ、拡充ということで、市外の児童・生徒まではこの、通学とか、いわゆる宿舎とか、そうしたものも含めまして難しいということでございます。

現在10名という、そうした制限を設けておるがということですが、今、制度の中でやっていますが、現在6名という生徒がこの事業を利用して通学しておりますが、なかなか集まらないということもありますし、また、いろんな諸条件を考えますとやはり10名程度ということで、今、その定員を設けさせてもらってます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） いや、そこで、要は、生徒数も10名も足りてないということで、まあ、別に20にせんでもええじゃないかというような理論なのかもしれませんけど、私の同級生ぐらいがちょうど今小学校ぐらいの子どもがいますけども、ほとんど野島のシーサイドスクールについて知らないんですね。また、第一志望校に今、入学してますよね。すごい成果ですよ。こういったことも知らない、すごいねと興味示されますよ、すぐ。だから、僕はどういうふうに、これ、PRされてるのかなと思うんですよ。

例えばですけど、今みたいな成果とか、例えば、卒業生の生の声を作文かなんかで、そういったものを紹介したりとか、学校の概要、こういったものを全校生徒にやっぱり配ってですね、年に1回とか、で、PRして、例えば、まあ、ちょっとそういった精神的な問題がある子とかは、そういう人らもこういうところへ行って、まあ、本当、強く育て、また高校へ通われたりするという話も聞いてます。であれば、きちっとそういう話を父母にきちっとPRをして、例えば、現地で説明会もされてますけども、前段として、学校で1回、興味があるお父さん、お母さん、集めて説明会を学校単位でやって、そして、本当に行く人は現地で説明会をするというようなこともしていけば、かなりの周知ができてくるのかなと思うんですけど、その辺についてお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

それと、もう1点ですけど、学校の先生らはこの茜島シーサイドスクール、教育的成果、実績というのをどのように評価していらっしゃるのでしょうか。例えば、研修会とかもあると思いまけども、そういうところでこういったシーサイドスクール事業のことを紹介されたことがあるのか。また、有用と思えば、生徒指導とかで先生が、茜島シーサイドスクールというところがあるんだけど、ちょっと通ってみたいとか、やっぱり教育的な一つの

手法として、学校の先生もそういう成果をきちっと知ったらできるはずなんですけど、その辺について、お考えをお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 1点目のPRでございますが、これまで、いわゆる周知の方法といたしまして、7月には小学校2年生以上の全家庭に文書でこの茜島シーサイドスクールの事業の、いわゆる文書を流してその啓発に努めておりますし、先ほど申しました、8月には市役所内でその説明会を行っております。

今、議員御指摘の、学校単位でということでございますが、私ども校長会を通じまして、全校長にこの事業のそうした効果、さらにはどうした子どもたちを対象にということ、そうしたところで校長が各学校に持ち帰りまして職員に周知するという、そういうふうなことをやっております。ただ、今、議員が生徒指導とかそうした担当教員の研修会にもということですので、またいろいろな、重なりますが、そうした、重ねて、そうした啓発に努めたい、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 最後に、ちょっと市長さんにお尋ねいたしますけども、茜島シーサイドスクール事業は防府市が誇るもう一つの教育のあり方だと思っております。市長も教育日本一を今、提唱されておりますし、以前、答弁でも野島の教育の火は消さないというふうに語られたやに聞いておりますし、何とぞこの学校の存続ということになりましたら、今後、いかにその教育的効果・成果を出していくかというのが重要になってくると思います。その辺のところのお気持ちをお聞かせください。お願いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 教育委員会ともよく相談をいたしまして、教育行政の誤りなきように努めてまいりたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） いま一步踏み込んだ御答弁をちょっと期待しておったんですけども、今後も、私からも、いろいろ研究をして、いろいろ提案もしていきたいと思しますので、何とぞこのシーサイドスクール事業につきましては、さらなる拡充といいますか、そして、特にPRに努めていただいて、生徒をどんどん野島に触れ合わせていただきたいと強く要望して、この2番目の、シーサイドのほうは終わります。

では次は、野島振興についてでございますが、一番今必要なのは、今、野島の主要産業というのはやっぱり漁業ですから、やっぱりそういった定住、そういった働く後継者対策

というのが必要だと思います。それについて、ニューフィッシャーマンで今まで一人ほどおったんですけども、この方も何か事故で亡くなられたということではなくなったと。もったですね、今度、市として何か別立ての支援制度、こういったものもぜひ検討していただきたいなと思います。定住と後継者育成、これセットにした、何かそういった、対策をしていただきたいなと思います。

もう一つは、野島から揚がってきた魚について、ブランド化ができないか、例えば、カレイとか鯛とかヒラメが何か有名みたいですけども、例えば、今、「茜島」の「茜」をとって「茜鯛」とかですね、そういったものを、野島で揚がったものについて、そういったブランドをして、魚価が上げれないか、この辺についてちょっとお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） お答えします。

今、言われました、いわゆるブランド化になろうかと思えますけど、そのあたりは今後、こういった形でできるかを研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 時間がなくなりましたので、要望にとどめます。

先日、教育長が山田議員の質問で宿泊体験学習はちょっと安全性も考慮せんにゃいけない難しいけども、日帰りの自然体験学習については考えていこうというふうに言われました。ぜひ、各小学校に、卒業するまでに一度は何か野島で自然体験学習ができるようなことを考えていただきたいなと思います。

実は、私自身も防府に住みながら、野島に行ったのは社会人になってからが初めてでございまして、野島のすばらしさに気づいた一人でございます。子どものときから親しみを持たば、野島に対する思いも強くなるし、住みたいという人も出てくるかもしれません。ぜひ、これを各小学校で義務化できないか、年に、だから要は、小学校1年から6年の間に1回は行くと、野島に必ず行くということができないか。その辺を提案しておきます。

そしてもう一つは、「ニューのしま」の運賃を減額できないかということのを要請しておきます。今750円で、両方で、往復で1,500円です。500円ぐらいにすれば1,000円で行けます。また、そうしますと、野島の島民の生活の改善、また交流人口も必ず増加すると思います。

もう一つは、年パスが導入できないか、また後日質問したいと思います。

市長も、ロープウェイの収入増と利用者増を図るために割引チケットや無料チケットを配布されております。野島海運についても同じことが言えると思います。ですから、島民

が毎年、強い要望もありますし、ぜひともお願いしたいなと思っております。

以上で要望、続けて言いましたが、またいずれ質問したいと思いますので、御検討のほうよろしく願いしまして質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、24番、松村議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員。

〔19番 三原 昭治君 登壇〕

○19番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原でございます。通告に従いまして、市営住宅の運営について質問いたします。

市営住宅の運営に当たり、防府市では、家賃滞納者に対して滞納家賃の支払いや明け渡しを求めて提訴対応を講じていますが、その状況と、また入居者による管理人制度や駐車場料金の徴収などの運営について、どのように対応・運営されているのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

市営住宅の家賃の滞納整理につきましては、平成11年4月に制定いたしました「防府市営住宅使用料の督促等事務処理要綱」に基づき、滞納者へ納付催告を通知し、それでも納付いただけない場合は明け渡し請求の訴訟を行っております。一連の滞納整理の中で、2カ月以上、家賃の滞納が認められた場合は本人へ注意を促しまして、滞納者が再三の請求にも応じられず改善が見られない場合は連帯保証人へ完納指導をお願いし、さらには債務履行の請求、最終的には入居決定の取り消し、明け渡し訴訟等の法的措置をとっております。

なお、法的措置対象者は滞納6カ月以上、滞納額20万円以上としておりまして、滞納家賃の減額等に努めております。

また、明け渡し及び滞納家賃の支払い請求訴訟につきましては、平成11年度から実施しておりまして、今年度までに105件を提訴いたしております。その結果、和解が43件、訴訟判決が62件、これは全て勝訴しておりまして、これらのうち、強制執行件数は51件となっております。家賃滞納者対策につきましては、以前、議員より御指摘もあり、高額滞納者を出さないために、さきの事務処理要綱に基づき努力しているところでございますが、今後も迅速かつ的確な滞納処理を行い、厳格に対応してまいりたいと存じます。

次に、市営住宅管理人についてでございますが、団地内で1名のところもあれば、団地内の各棟で1名選任されているところもございます。主な用務といたしましては、団地内の修繕の報告、入居者との連絡事務など、市とのパイプ役や団地内の維持管理をお願いしております。

また、市営住宅駐車場につきましては、区画を定め、駐車場使用料を徴収している団地は16団地ありまして、そのうちの14団地は管理組合により駐車場の管理がなされておりまして、駐車場の区画の割り振りや自動車保管場所の同意書発行などの用務を委託いたしております。

なお、駐車場使用料の納入につきましては、市から直接納付書を送付し、口座振替や金融機関等での窓口支払いにより納入をお願いしております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員。

○19番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、ちょっと現況ということで、市営住宅の現在の管理棟数と戸数についてお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。

御質問ございました市営住宅の管理棟数、戸数につきましては、平成25年4月1日現在になりますが、棟数で180棟、管理戸数で2,027戸というふうになっております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 近年、少子高齢化ということで、高齢化が大変進展をしておりますけど、今申されました、市内の180棟、2,027戸の市営住宅内の高齢化の状況はどのようになっていますか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 高齢化といえますか、今、私どもが御説明できるものといたしましては、今、御契約をされて入居されております各戸の世帯主の方の年齢で申し上げますと、65歳以上が42%ぐらいかと思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） その、今、世帯数ということで、独居の方もいらっしゃるのではないかと思うんですが、そのほうは把握されておりますか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 今、御説明を差し上げましたとおり、世帯主の方の年齢は一応把握している数字ということで42%と申し上げましたが、同居されている方々、全てについてはちょっと私どものほうでは把握をできておりません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） この管理人の制度なんですけど、これは市営住宅の設置管理条例か何かできちんと条例化された、定められたものでしょうか。どうでしょう。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 住宅管理人につきましては、条例の中での定めというよりは、公営住宅法の中に、原則として当該住宅内に居住されている方ということになっておりますので、それを運用させていただいております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 実は、今のお聞きした内容につきまして、先ほど世帯数では65歳以上の入居者の方が42%、近々もう半分になるという勢いで増加しているというようなことも聞いております。この件につきまして、先ほどからの管理人制度ということで、私、ことし3月の新年度前に市営住宅に入居されております80歳近い、これは独居の方なんですけど、高齢の女性の方から御相談を受けました。その相談と申しますと、その市営住宅は、先ほど1人ないし2人、棟で1人、階段で1人ということですが、その市営住宅は管理人は任期が1年ということで交代されます。その交代方法というのが、くじ引きによって選出をされてます。これは決して、くじ引きというのは公平だなと私も思っておりましたが、その高齢の女性の方からの相談でございますが、くじに当たれば、いやが応でも管理人を受けなければならないと。私は最初からやる意思がないのではないと。しかし、年齢的に足や腰がもう老朽化し、かなりきついと、そして、先ほどの業務というか、仕事の中に維持管理に携わるということがありましたが、維持管理費等の徴収も毎月やらなければいけないと、大変な苦痛であると。さらには、その徴収したお金等、預かったお金等の計算もなかなか、その、年齢的に管理が難しいと。そのことを考えると、なかなか、夜も寝られないという訴えの相談でございました。

この件につきましては、部長にも一度御相談しましたが、部長も現実的な問題であると、そして検討しなければいけないこれからの課題でもあるということを申されましたが、何か具体的にその対応策、また対応について、何かその後検討されたかどうか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

さきに御相談を承りましたことは事実でございます。そういう、先ほど市長のほうからの答弁にもありましたが、管理人さんのほうに団地内の修繕の報告とか、入居者との連絡事務、市とのパイプ役等々お願いしております関係上、御高齢の方で体が多少つらいというような申し出があるとうことは、議員のほうから既に承っているところでございます。

ただ、この件に関しましては、現状の取り組みについて、まず御説明をさせていただきたいんですが、管理人につきましては、市のほうから毎年2月ごろにその当年度の住宅の管理人の方へ翌年度の管理人さんの選出を文書で依頼しております。その文書の依頼をお願いした後、各団地で御協議などをされた後と思いますが、御本人様の承諾書が市のほうに実は提出をされる形となっております。

で、一旦、承諾書をいただいておりますので、今回のお尋ねにつきまして、その後体調不良等もあるのかなという部分も含めてでございますが、そうした場合にも、私どもの考え方としてはやはり各団地の個々でコミュニティも形成されておりましたし、団地の中で御協議をされた結果で、いわゆる選任届け、承諾書をいただいております関係上、市のほうがというよりは、そういう申し出があれば、再度その住宅のほうへ対して、例えば変更の御検討もいただけるのか、交代の変更もいただけるのかというようなことから始める必要があるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 市のほうはそこまでタッチしていないと、各団地で対応してほしいという御答弁だったと思いますが、公営住宅法の中での制度ということでありまして、業者も十分これは対応すべき、やはり市として対応すべきことで、今、部長が申されましたけど、そんなに中身が易しいものではございません。実態はもっともときつい中身がございます。どうしてもですね、まあ、ちょっと変な話をしますが、私は二、三、この件については聞いております。その中で聞いたのは、やはり高齢であるからくじを差し控えさせてほしいとお願いをしたと。というと、大変強い口調で皆同じだと、皆順番にやってるじゃないかということで、受け入れてもらえなかったということを書いていらっしゃいました。そして、私のほうに相談があったのも、どうしようか、どうしようかということで、大変御迷惑だけどもということで、気兼ねしいし、まあ、昔の方ですから大変気兼ねをされながら私のほうへ相談に来られ、部長に相談したという経緯がございます。

その、例えば、団地のほうで協議でちゃんと決まれば、スムーズに行けば、何ら私は問題はないと思うんですが、先ほど申しました事例の中のように、順番だから、そのことは

許さないというところもございます。ぜひ、やっぱりこういう問題はこれからどんどん起きてくるということも予測、私はされると思います。何らかの対応をとっていただきたいと思いますが、再度、この件について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 住宅管理人さんに翌年度指名をされた方がどうしても御自分にはできないということが私どものほうに相談が直接あれば、先ほどお答えしましたけど、まずはその団地の中で決め事をされるという手続が行われております以上は、その決め事が行われた団地のほうに例えば出向きまして、こういう御相談がありましたというところから、まずは始めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） まあ、ちょっと物足りんのですが、やはりいろんな事件・事故、我々が考えもつかない事件・事故が今発生しております。老老介護によって愛する妻をみずからの手で殺害するという事故も、本当はあってはならんことですが、現実問題として起きております。

現実的に、先ほどから申しましたように、もう高齢化、団地内の高齢化も、これも同様に増加傾向をたどっております。相談があったら受けると、その団地内の協議で決めてると。団地内の協議で決めてるということは、これまでのやり方なんです。これから高齢化に向けた新しい取り組みとして、やはりそういうトラブル、問題が起きないように、やはりそういうところにも配慮するような、やっぱり取り組みが私はこれから求められる、行政に求められる姿勢ではないかなと思います。何が起きてからやるのではなく、率先して取り組んでいただきたい。

これは私事になって申しわけないんですが、私のほうの自治会では、今年度から会則の中に、65歳以上の世帯については、申し出によって各役員をやらなくてもいいという会則を設けました。元気な方は大いにやってくださいと。しかし、やはりその地域においてもその声があります。やはり班長が回ってきた、これはうちの事例なんです、お金の計算がもう、なかなか、物忘れがひどいから、お金をもらって集めてもという話をされたり、車を持っていらっしゃる方ならいいんだけど、車のない方は足がないということとか、先ほど言いました、高齢に伴い、足腰が弱ってきたと、病弱であるとか、いろんな例がございます。私の自治会ではそれを考慮しまして、そのようにきちんと対応を図るようにしております。

ぜひ、やはりそういう面も、何かが起こってではなく、起こる前に率先して対応をする

というのが、やはり私は行政のあり方だと思いますので、その点、よろしく願いいたします。

続きまして、先ほど市営住宅の駐車場の件でございます。

これ、今、16団地に有料の駐車場を設置してということでございますが、それは16団地、他の団地はどのような取り扱いになっておりますか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 駐車場についての御質問でございます。

駐車場につきましては、防府市営住宅駐車場管理要綱というのを実は定めておりまして、その中で駐車場の管理を行うに当たっては駐車場管理組合の設置について努めていただくようなこともお願いをしております。で、組合が決まりましたら、その組合に対しまして、市のほうから駐車場の区画割等々に対する取り決め、同意書の提出等を求めているところでございます。

この駐車場の管理組合につきましては、全ての駐車場で管理組合が設立されているという状況にはございませんけれども、あくまでも全ての団地に対しまして、駐車場管理組合の設置のお願いをしてきておるところという状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それで、これもまた市営住宅の方にいろいろお聞きしたんですが、先ほど14団地で管理組合が設置されているということでございますが、その管理組合との情報の共有と申しますか、その点はどのようにされておりますか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 管理組合のほうに業務をお願いしております建築課サイドで事務手続を行っておるんですが、管理組合が決まりますれば、そちらのほうに業務をお願いすると同時に、業務の委託料等の支払いも行っておりますので、直接、私がということではございませんが、建築の職員のほうは組合のいわゆる代表者の方々等と個々に連絡調整は行っているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 連絡調整というのが、例えば、ここが、A、B、Cが、まあ、1、2、3でいいんですが、1番があいてますとか、2番があいてます、そして3番の方はお金を支払っておりませんので駐車は禁じましたとか、そういう点についてはきちんと、報告と申しますか、情報は確認をされているわけですか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） この場で即答できる範囲といたしましては、今申

されましたように、駐車場のますの決定の状況とか、そういったところまで、私のほうは直接は存じておりませんが、間違いなく建築のほうから相談を受けた中の一つとして、昨年は組合で管理を行っていたけれども、ことしはちょっと組合のほう管理ができない状況にもなってるようだというようなことの情報が入ってまいりますので、細かなことは別にしまして、組合との連絡調整はきちんとされているのかなというふうにお答えしたところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それで、まず1点目、組合が管理できなくなったということで、じゃ、管理は市が行っているということでもよろしいのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの御質問にはちょっと答える、私としては今、情報は持っておりません。ただ、先ほどお答えしましたように、団地内で組合をつくっていただくように取り決めを行っておりますので、新しい管理人さん等を少しでも早く見つけていただくようなお願いは差し上げてるところだというふうには理解しております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） ちょっと答弁が、管理組合ができなくなったからと、管理組合がやめられて管理組合がなくなったらどこが管理をするのかなと思うんですが、今のところは答えできないということだったんですが、どのようなことになってるんですか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま申し上げましたように、お答えをちょっとできる状況にございません。ちょっと確認をして、すぐにお答えをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 組合がやめられたと、また組合があっても、どういう話が出てきているかという、どこがどのようにあいているか、先ほど申しました、どこの駐車場の方が未払いで、もう、いわゆる駐車禁止となっているのか、全くわからない状態にあるということも組合関係の方からも聞きました。それと、まあ、これは、そのとめる方が悪いんですけど、違法的にもうあいてる所にずうっととめてる方もいらっしゃるということでございました。ぜひもう一度整理をして、そういう不公平さや、そういう情報のちぐはぐがないように、やはりきちんとその体制をとっていただきたいということを要望しておきます。

次に、家賃滞納者に対してでございます。先ほど、家賃滞納者に対して一定の手続を、御答弁がございました、申しわけございません。もう一度その手続、提訴までの手続を教えてくださいたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、改めまして、提訴に至るまでの流れについて御説明を申し上げます。

手続上は、防府市営住宅使用料の督促等事務処理要綱に沿って行っておるところでございますが、もし滞納、2カ月以上滞納があるということが確認されました時点で、それぞれの該当者へ納付期限を定めました催告書を送付いたしまして、訪問あるいは電話によって納付の指導を行っております。それでも支払われる御誠意が見られないという場合は、連帯保証人の方へ完納指導を依頼する旨を文書にて明記いたしまして送付し、その後、最終催告通知により納入をお願いします。

さらに、連帯保証債務不履行請求書や入所決定取消通知なども順次送付いたしますが、最終的に滞納期間が6カ月、金額にして20万円を超えるという状況が確認されましたら、法的措置によらなければ納付が期待できないと判断し、法的措置を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それで、滞納期間が6カ月、金額が20万円という基準はどこからこの基準が出てきたのか教えてください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） この基準につきましては、ただいま御説明の、冒頭でも申し上げましたけれども、「防府市営住宅使用料の督促等事務処理要綱」によるものですが、この基準自体は、先ほど市長のほうからの答弁にもございましたように、かねてより議員から御指摘がございましたことを受けまして、相当期間として2カ月が経過すればそういう手続に入るというふうに、できるだけ住宅使用料の早期収集に向けて要綱等も見直してきているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それで、先ほどの答弁の中に、平成11年度からその提訴を開始して、これまでに105件の提訴を行ったと、うち和解が43件、そして提訴判決が62件とございましたけど、この105件の滞納額、滞納総額は幾らになっておりましたか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの御質問にお答えいたします。

105件、滞納家賃の総額は、平成24年度末現在になろうかと思いますが、約1億1,290万円となっております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 1億1,290万円ですね。そのうち、和解が成立した、提訴判決が出たということで、和解が成立したということは支払いの意思があるということですね。御理解してもいいですね。どうですか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま申し上げました総額のうち、改めまして説明を加えさせていただきたいんですが、提訴に至るといいますか、提訴になりました、いわゆる未納のまま退去された方の滞納額が明け渡し訴訟として9,860万円、この金額が実は一つございます。で、これを105件という形で今提訴を行って、それぞれ裁判所のほうに御判断いただくんですが、ただいま御質問がありましたように、和解をしたということは全額料金が支払われたのかということで申し上げますと、必ずしもそういうふうにはなっておりません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） ちょっと質問の仕方が悪かったですね。その一度にというのは大変難しいと思います。払えないから、多分、恐らく、払えないから蓄積して、たくさん金額になってきたのではなくて、払う意思があるということで、和解ということで成立するわけですね。それでいいですね。それで、この105件、大変多い件数だと思いますが、この105件、先ほど滞納金額が1億1,290万円と、多額な、その、もらうべきものをもらってないということになるんですが、この105件の提訴に要した費用、これはどのぐらいかかっておりますか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの御質問にお答えいたします。

再度御説明を加えさせていただきたいんですが、1億1,290万円、滞納家賃総額に間違いございませんが、いわゆる提訴に至った金額が9,860万円、これに費やしました裁判費用、105件で、約2,500万円でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） その9,860万円にさらに市がお金を出して約2,600万円ですか、の提訴費用ということでございますが、この提訴費用はこれは何に要

する、どういう点に要する費用になるわけですか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 実は、未納のまま退去された方へ未納家賃の請求を行うというのが、事務手続上行っております。その事務手続上の対応といたしましては、退去された後も移転先の住所を確認したり、行っておるところでございますが、住宅の使用料につきましては、これ、私、ちょっと詳しくはないんですが、一応裁判所へ訴訟手続を行わないと強制執行はできない私的債権という位置づけにございます。そのために、先ほどのお尋ね、お答えに戻るんですが、9,860万円の全額につきまして提訴を行って、そのために裁判費用額として約2,500万円かかったということでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それで、裁判をやられて断固たる対応をとられることは大変、私はいいことだというふうに思っておりますが、この明け渡し判決62件という今の現状で、この62件の方の滞納額は今どようになっておりますか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま御質問いただきましたが、先ほどいただきました御質問の中に、「和解」という言葉をお聞きしましたが、裁判へ提訴いたしまして、裁判所で和解が整ったとしても滞納家賃の支払いが決定されたとしても、実は納められない方がございます。そのため、滞納されたまま退去された方には滞納家賃の請求を行いますが、なおかつ家賃を支払わないまま入居されてる方には、また住宅の明け渡し請求も行う必要があるというようなこともございますので、今の明け渡し請求等々につきましては滞納家賃の納付をお願いしつつも、納付いただけない方には退去いただくというような手続を行っているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） ということは、明け渡しで判決が出たと、多額な滞納金、家賃滞納分、そして、その間和解で話ができた、今の話ではいずれも十分なその滞納分の家賃は徴収はできてないということになると思いますが、その判断でよろしいですね。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 滞納家賃の請求を求めているながら、裁判費用を約2,500万円かけながら、実際に支払われたケースとしてはそれほど多くないという状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それから、それにさらに加えて、その明け渡しの判決が出て、

したがって、明け渡しに、応じるというか、応ずるといいますか、のはいいんですけど、その際、使われていた家具等をそのまま放置して出るというケースもあるやに聞いております。その状況はどうですか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 退去されたにもかかわらず、その状態が一応、家財を置いたままという状況の事例はございます。その際は、市のほうが、これまでの実績で申しますと、1件当たり5万円程度撤去費用を支出して、部屋の中から家財等の撤去を行っているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 言葉は悪いですが、何とかに追い銭のような感じもいたしますが、今、1件当たり5万円ということですが、これまで何件ぐらい、これ、ございましたか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 申しわけございません。1件当たり5万円というふうにお答えしましたが、ちょっと過去の件数については、ちょっと手元のほうに数字がございませんので、先ほどいただきましたこととあわせて、ちょっとお答えを調べて、すぐに差し上げたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 私のほうがお答えいたしましょう。一応聞き取りのときにいろいろ聞きましたので。あったでしょう、お聞きしました。たしか51件ということ、家財等を放置したまま出た、出て行かれた方が、私が聞いたのは51件と聞きました。まあ、そのぐらい、違いますか。違えば言うてください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） すみません。51件という数字はちょっと私のほうでは確認はしておりませんが、強制執行件数として、先ほど市長の答弁の中に強制執行件数として51件、これは説明をさせていただいたところかと思えます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） とりわけ私の聞き間違いかもしれません。私のメモにはそのように書いておりました。それにしても、多額の家賃は払わない、家具は置いていく、そしてまたお金を市が捻出する、これ全て市民の税金でございませぬ。それで、先ほども申されました、それらに対しても十分な徴収はできてないということで、本当に何か腹が立つような、今、実態だなど、調べれば調べるほど、そのような思いでいっぱいになってきま

した。

そこで、こういうトラブルは公だけではありません。民間にもやはり、こんなにたくさん
の件数はありませんけど、民間にもやはり同様のケースはあります。そこで、その家賃
滞納や契約の違反などのトラブルに備えて、その担保として連帯保証人を設ける制度がご
ざいます。この市営住宅においても、連帯保証人が設けられていると思いますが、先ほど
2カ月以上の家賃滞納者に対しては、連帯保証人にも完納指導をお願いするという
ことで、これは文書でしたかね、それとも行かれて対応されてますか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 文書をもって通知しておるところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 連帯保証人の方に、今2カ月以上の滞納者については文書で
完納指導を出してるということでございますが、この連帯保証人というのは大変重い、私
は役割が、役割というか、義務があると思っておりますが、ほかにどのような、連帯保証
人に対して、これまでの滞納者の対応をされてきたのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 市営住宅入居の際に、現在、連帯保証人の2名と
いうことで、今、入居契約時に署名をいただいております。連帯保証人の役割といたしま
しては、先ほども申し上げましたように、入居者に滞納等があった場合の対応といたしま
して、入居者へ対する完納依頼、完納指導、それをお願いしておるところでございますが、
支払いを求める連帯保証債務履行請求につきましても、文書で通知して、また場合によっ
ては、来庁の要請もいたして御協力のお願いをいたしているところでございます。そうい
った結果、連帯保証人の方から進んで市のほうに問い合わせがございましたり、連帯保証
人の方が金融機関を通して、契約者の方のかわりに滞納家賃を支払われるというケースも
過去にはございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 連帯保証人の方にそういうふうないろいろな文書なり、またさ
れているということで、進んで払われる、金融機関を通して支払われているということが、
何か、聞くと、すごくよくやられてるような気がしますが、ほとんどこれ、私はないよう
な気がしますが、こういうケースはどのぐらいの件数がございましたか。

例えば、今、訴訟に至った105件に対して、どのぐらいの件数が連帯保証人の方が肩
代わりして支払われたとか、そういうケースはどのぐらいあったのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま申し上げましたように、過去におきましての事例ということで御紹介差し上げましたのは、滞納が生じた後、連帯保証人を通じて完納の指導を依頼、完納指導並びに履行請求を行う流れの中でお支払いいただいたケースとしては、私、申し上げましたけれども、訴訟でいわゆる提訴した後、いわゆる支払いの請求が確定した後の支払いについては、私、今、大変申しわけございませんが、確認はいたしておりません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 恐らく、これまでの答弁の中からほとんどその105件の滞納金額は徴収できていないということであれば、ごくごくわずかな、やはり義務を果たす連帯保証人の方のその事例だったと思います。

そこでもう1点、違う角度からお尋ねしますが、先ほどから105件、約1億数千万円という多額な滞納金額ですが、現時点において、提訴基準までは至っていない滞納者、滞納額はどのくらいございますか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） すみません。ただいまの御質問にお答えいたしません。

先ほど滞納総額と退去された方へのいわゆる明け渡し訴訟の額ということで1億1,290万円という金額と9,860万円という金額を御説明したと思います。ただいまの御質問につきましては、多分この差額が、まだ提訴に至っていないという部分というふうに理解をいたしております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） ちょっと、今、よくわからないんですけど、金額はまだ把握されておられませんか。私のほうから言いましょう。これはまた聞き取りの中で私が聞いた金額ですが、ただいま4カ月以上の滞納者の額は4,480万円というのを聞きましたが、これは間違いございませんでしょうか。部長、どうです。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 事前に入手された情報と私の説明がそごがあるのかなというふうには多少思いつつも4,480万円、私のほうで持つておる資料は、最初の御質問にございました、180棟、2,027戸、これを今管理しておるわけですが、その中で4カ月以上の滞納戸数が約177戸あるという、実は、私、今、手元資料を持つております。すみません。その4カ月以上の滞納戸数177戸の金額が4,480万円と

ということになります。先ほど申し上げましたように、私の家賃総額と退去者へ明け渡し訴訟時の滞納額の差額分ではないかというふうに御説明したことにつきましては、改めて今、この手元資料の中で確認いたしますと、議員御指摘のとおり、4,480万円であったかなというふうにも理解できます。すみませんが、おわびして訂正をさせていただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） これも驚きのやはり金額でございます。この4カ月以上、177戸、滞納額、約4,500万円というのは、まあ、言葉が悪いかもしれませんが、完全なこれ予備軍という、私は見方もできると思いますが、これらについての対応はどのように考えておられますか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 今後の対応といたしましては、まずは私どものできることとして、今まで以上に支払いを求め、また料金を私どものほうに支払っていただくような努力を重ねていくことしかないかなというふうに思っておりますが、先ほど来より議員から御提案ございましたように、これまで市といたしましても、連帯保証人にまで支払いを強く求めたりということは行ってきておりませんでした。今、改めまして私の責任の中で考えますと、滞納者と同様に連帯保証人に対しましても強く求めるとともに、また連帯保証人について、例えば法的な対応はできるのかどうか、そういったことについては研究もしていきたいというふうには思っております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） この市の市営住宅のこの請書ですか、その連帯保証人の欄に、先ほど部長が法的対応ができるのかどうかと言われましたけど、ここには「連帯保証人は、入居者と連帯して家賃、その他住宅の利用から生じる一切の債務を負担し、万一入居者が家賃等を滞納した場合は直ちに入居者にかわり家賃等を支払います」ということがちゃんと明記してあります。これに従って実印まで押して、ちゃんと私はしますと、まあ、世間一般ではその、連帯保証人というのは大変なものでありまして、お金を借りた、物を借りた等の方々と全く同等の立場、義務が生じております。

やはり私は、これまで、その、一番悪いのは家賃を払わない人、これが一番に悪いと。それを、まあ、容認はしてないけど、そんなに厳しく対応していなかった行政にも大きな責任の一端があると。その責任の一端のために11年度から提訴をして毅然たる対応をしていこうということになったんですが、しかし、それにしても、この連帯保証人制度については、これまでの今の御答弁等、またこれまでの経緯をいろいろ照らし合わせても、単

なる書類上の形式としか受け取れません。

今、部長がこの点についてもしっかりと連帯保証人についての対応も検討していきたいということが言われておりましたが、もっとですね、ルールというものは守るためにあるんです。この中の多くの方々は、きちんとともに家賃を払って生活を営んでる方もいらっしゃいます。家賃をちゃんと払ってる正直者が、ばかを見るというようなことがあつては、公正・公平の観点から業務に携わる行政として大変問題があるのではないかと思います。

この4月から「行政改革」から「行政経営改革」ということで名称も変更になり、内容もまた変わってまいりました。やはり経営的感覚、私が捉える経営的感覚の1点とすれば、正当な収入源はやはり正当にいただく、きちんとした態度で、対応で臨んでいくということが必要だと思います。

最後になりますが、行政のトップである市長さん、この、今、私が申した点について、今後の市長さんの対応を、何かあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 市営住宅の管理、なかんずく滞納家賃の徴収につきましては、私も就任以来、頭を痛めている課題の一つであるわけでございます。課題解決のために訴訟という最終的な、しかも御指摘のように、それにはとうとい費用がかかるわけでありまして、とうとい費用を別途かけてもこれが徴収のために労力を費やし、金品を使わせていただいているわけであります。

そもそも、言えば長い話になってしまいますが、市営住宅入居というのは、御存じのとおり、所得制限がありまして、所得のある人は入れない、ない人用に用意しているのが公営住宅であつて、したがつて、収入ゼロ円でも入れる、極端な話でございます。ゼロ円の人が入つてどうやって家賃を払うんだと、素朴な質問を私は何回も担当の者としておるわけございまして、そういう素朴な感覚の中から、また私自身も市営住宅に30歳のころ4年間お世話になった経験もございしますので、一方、真面目に家賃を払っている人、私はきちつと家賃を払い、後々の方のためにお風呂の釜も全て提供をして出たわけございすけども、そういう、真面目に一生懸命きちつと払っておられる方々に対して申しわけが立たないようなことがあつちやならないと、こういうようなことの中で、御指摘のように、連帯保証人というものに対して、先ほどの答弁聞いておりますと書類でお願いをしておるというようなことございましてけども、まずは書類を発送しましたということを経由して連絡をすると同時に、書類は届きましたでしょうかということから、善後策を電話で協議するなり、出向いて協議にのっていただくなりしていく、そういう初歩的な徴収に対する

姿勢というものが、もはや経営の問題ではなくて、経営というほどのものではございません。初歩的な対応というものにしっかりとした手順をもって臨んでいかななくてはならないことであろうと、このように思っております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員。

○19番（三原 昭治君） ありがとうございます。

それでは、最後になりますけど、今、市長が申されましたように、初歩的、これも経営の初歩だと、私、思っております。ぜひ、やはりこういう問題が次から次へ生じないように、自信を持って臨んでいていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、19番、三原議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時 1分 休憩

午後0時58分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問でございます。

次は、23番、田中健次議員。

〔23番 田中 健次君 登壇〕

○23番（田中 健次君） それでは、市民クラブの田中健次でございますが、午後の最初の質問、させていただきたいと思っております。

質問の第1は、情報公開条例についてお伺いをいたします。

情報公開条例には、非公開条項というものがございますが、15年前になりますが、既に1998年、平成10年の12月議会で一度この問題を取り上げております。非公開条項のうち、合議制機関情報の規定は非公開の拡大につながるものであり、この規定を削除すべきではないか、こういう質問の趣旨であります。

防府市情報公開条例では、その第6条第1項で公開しないことができる情報の一つに、個人情報、法人等情報、国等協力関係情報、意思形成過程情報などと並んで、合議制機関等情報が挙げられております。この合議制機関等情報というのは、審議会等の意思形成において、構成員の自由な意見交換と微妙な討議が必要であるということから、公開すると合議制機関等の構成または円滑な議事運営が著しく損なわれる情報を公開しないことができる旨を定めたものであります。

最近では、議員が防府市特別職報酬等審議会、これの議事録の公開を求めましたが、この合議制機関等情報の規定により、実質非公開と言える部分公開という決定となりました。審議会等の結論がどのような議論によって導き出されたのか、それを広く市民に公開することはその審議会等が説明責任を果たすことになるわけであります。

また、審議会等にとっても審議結果等の正当性を市民に示す、こういうものになるはずであります。しかし、このように非公開条項に加えている、こういう状況を続けていけば、審議会等の構成員が非論理的な議論を展開されても市民にはわかりません。一体どんな議論がされたのかということであります。審議会という隠れみので情報を市民の目から隠すということにもなるんじゃないでしょうか。

したがって、この規定は非公開条項から削除し、合議制機関等の情報については個人情報、法人等情報や意思形成過程情報など、他の非公開条項での運用で済ませるべきだろう、こう考えます。この点について執行部の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） お答えいたします。

防府市情報公開条例では、第6条第1項第1号から第7号まで、公開しないことができる情報についての規定を定めておりまして、御指摘のとおり、合議制機関等の情報もこれらの一つで、第6号に規定されております。

第6号の規定は、合議制機関等は他の機関と比べ、その意思形成に当たって、構成員の自由な意見交換と微妙な討議を必要とする度合いが高いと思われることから、公開すると公正または円滑な議事運営が損なわれ、自由な意見交換や微妙な討議を行うことが困難になるような情報は、合議制機関等の機能や権能を損なわないためにも、公開しないことができることを定めたものでございます。

これまで、合議制機関関係の情報公開請求は、その議事録、資料等につきまして、防府市情報公開条例施行後、平成24年度までの14年間で10件あり、そのうち部分公開が7件、非公開が3件となっております。それぞれ部分公開、非公開に当たりましては、安易に非公開とすることなく、この規定の運用・解釈につきまして、厳格に適用し、公開可否の決定を行ってまいりました。情報公開請求に当たりましては、市が保有する情報につきまして、原則公開であることを踏まえながら、その公開・非公開につきましては、防府市情報公開条例第1条の「公正で開かれた市政の進展と豊かな市民生活の実現に寄与する」という、本市情報公開制度の基本的な立場を維持するとともに、また、情報公開を取り巻く環境変化も考慮しながら、個々にその具体的理由を慎重かつ十分精査し、決定しな

ければならないと考えております。

合議制機関等の情報につきましては、非公開の拡大につながることはないよう、公開することにより具体的、実質的な支障が明確になる場合など、真に防府市情報公開条例第6条第1項第6号の規定に該当するものについてのみ適用しているところでありまして、この規定の運用、解釈につきましては、これからも厳格に適用していきたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 平成11年の11月から現在の情報公開条例がスタートしております。そのときから10件ほど、この条文に関するものがあって、部分公開が7件、非公開が3件ということですが、部分公開というものも実質非公開のようなものもあるわけですね。さきの特別職報酬等審議会の議事録は、1枚目は確かにこういう形であるものが出ておりますが、2枚目以降はもう真っ暗の状況であります。こういう形ですと真っ暗なんですけど、これでも部分公開という扱いになるわけですね。そういうことから言って、ある程度厳格にというふうな形で、これを厳格にするという形で公開をしていただくということは好ましいと思うんですが、こういう事例も最近ありますので、質問をさせていただきました。

それで、この情報公開条例が平成11年の1月からスタートしておりますから、今、14年とちょっとたってるわけでありまして、で、この間の変化というものが随分あるわけでありまして。

まず第一に、審議会の公開というものについて、この平成10年の12月議会で私は当時の執行部に、「会議の公開を制度化すべきだ」と、こういうふうに申し上げました。当時の総務部長は「公開で発言が消極的になれば審議に影響する」と、「原則公開は難しい」というふうに、当時の、14年前は言われております。大方15年前ですが。ところが、もう市民参画及び協働の条例によって、その第14条で「審議会の会議は公開する」というふうにしておると、こういうことがまず変化として大きなものであります。

それから、このほうがもっと大きいかもしれませんが、情報公開法が平成11年の5月に成立して、平成13年の4月、2001年の4月に施行されましたが、この情報公開法ではその合議制機関情報というような形で非公開とするということが決められておりません。これはいろいろ議論があって、国の情報公開法では合議制機関情報というようなもので非公開というのはしてないということでありまして。

それから、3番目に、国がそういうふうな形で情報公開法を変えましたので、これに合

わせて、地方公共団体でも見直しが始まりました。平成11年の、例えば、12月には、東京の文京区で答申が出ております。それから、千葉県で平成12年の8月にそういった第三者機関というのか、審議会の答申をもらってます。和歌山県は平成12年の12月と。まあ、インターネットでちょっと見ると、そういうふうに見直しの答申というのが出ております。それらでは、この合議制機関情報はこの項目は削除しようというふうな形で答申が出て、そういうところではそういう形でやっております。

そういう流れが山口県内にも波及しておりまして、これは新たに情報公開条例をつくられたからかもしれませんが、国の情報公開法をつくられた後で、山口県内ではもう13市のうち7市がこの合議制機関情報というのを廃止しております。残っておるのは6市であります。その6市の中に防府市が入っておるわけでありまして、そういう意味で今の防府市の情報公開条例は時代の変化に対応してない、そういう条例であろうと思います。

そういう意味で最後の一つにならないように、残っているのは6市であります。よその市もだんだんこれは、この条項についてやめるという形に変わっていくんだろうと思うんですが、その辺について、改めてそういうことであればということで、そうなっていけば条例のここの部分だけの改正ではなくて、全部改正が必要になってくるんだろうと思うんですが、この辺について、もし御答弁いただければお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） お答えいたします。

情報公開条例あるいは情報公開制度につきまして、全て御理解の上で御質問いただいているというふうに、私ども理解しておりますので、あえて申し上げるのが非常に、申しわけないといえますか、ちょっと申しわけないなと思うんですけども。この合議制機関の情報の公開しないことができるという規定、本来、情報公開条例そのものは公開を前提とした条例でございますので、議員おっしゃってる、その公開前提として物を考えたほうがいいんじゃないかという趣旨は十分に理解いたしますが、現時点におきましては、やはり現状の、いわゆるその市民の活発な意見交換あるいは公開されることによって出るべき意見が出ないということを守るためには、現時点ではこの条例のこの条項の改正云々ということは、今、考えてはおりません。

ただ、議員おっしゃってますように、条例、できまして十数年経過しておりますし、いろいろなほかの市の条例あるいは法律も整備されてきております。他市の状況も、今伺いましたら、県内半数ぐらいがこの条項を外しているというふうなこともお聞きしておりますので、どういう形で考えることができるのかということにつきまして、研究をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） この条項がなくなっても、審議会の会議録が、すなわち全て公開されるかどうかということは、他の条項によって決められるということになりますので、そういう意味ではその時点で、どういうふうにとどこまでを公開するかという、その判断というものはやっぱり残っていくだろうというふうに思います。

しかし、いずれにしても、既に県内では7市が国の情報公開法に基づいた形で防府市とは違う、一つ違う形の条例の体系ができ上がっておりますので、全部改正ということをして今後検討していただきたいということだけお願いしておきます。

それで、次の質問に入らせていただきますが、質問の第2は、防府市教育振興基本計画、素案に関して、3点についてお尋ねをしたいと思います。

この6月議会の直前、5月29日の議会全員協議会で防府市教育振興基本計画素案が教育委員会から議会へ示されました。教育基本法はその第17条第2項で、地方公共団体に教育振興基本計画を策定することを努力義務としています。市の教育委員会は昨年度から2カ年でこの計画を策定する方針で、昨年10月に公募市民を含む教育振興基本計画策定委員会を発足させ、その直後に議会にも策定スケジュール等を示されました。このスケジュールによれば、今後8月にパブリックコメントを実施し、12月議会に議案として提出し、平成26年度から平成32年度までの7年間の計画となる予定であります。計画策定委員会での協議経過は教育委員会から提出された資料、議事録などが教育委員会のホームページに掲載されており、知ることもできるわけであります。

ところで、議会に示された素案を見ると、幾つかの疑問の箇所があり、広範な論議を呼び起こす意味で質問をさせていただきます。

質問の1点目は、学びのセーフティーネットの構築についてであります。国の第2期教育振興基本計画にある「学びのセーフティーネットの構築」という項目を、市の計画に盛り込むべきではないかということでもあります。教育基本法では、国の計画を参酌し、地域の実情に応じ計画を策定することとなっております。国の計画は、平成20年7月に第1期計画が策定され、第2期計画が平成25年度から5年間の計画として、ことし4月25日に中央教育審議会から答申され、先週末、この質問の直前になりますが、先週末の6月14日に閣議決定されました。ここでは、4つの基本的方向性として、1、社会を生き抜く力の養成、2、未来への飛躍を実現する人材の養成、3、学びのセーフティーネットの構築、4、絆づくりと活力あるコミュニティの形成を掲げておりますが、このうち3番目の、学びのセーフティーネットの構築という方向性が市の計画ではほとんど示され

ておりません。

国の計画では、我が国を取り巻く危機的状況として、少子化・高齢化の進展、グローバル化の進展と並んで格差の再生産・固定化が6つの危機的状況の一つとして述べられ、4つの基本的方向性の一つとして学びのセーフティネットの構築が掲げられ、8つの成果指標の6番目に、意欲ある全ての者への学習機会の確保ということが掲げられ、30の基本施策の17番目に、教育費負担の軽減に向けた経済的支援、18番目に、学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援が掲げられるというような形で、4つの基本的方向、8つの成果指標、30の基本施策の中で格差問題に対するセーフティネットが具体的に提供されております。

このような枠組みは、既に昨年8月に発表された中央教育審議会の審議経過報告に出されており、市の教育委員会は、この審議経過報告を昨年10月の第1回計画策定委員会に資料として提出し、議員にも配付をしていただいたところであります。

ところが、国の計画とは異なり、防府市の計画素案では、「教育を取り巻く現状と課題」の中で少子高齢化、グローバル化などには触れていますが、格差の再生産、固定化に関しては何も触れられていません。市の計画素案を細かく見ると、「経済的支援の充実」という項目が出てきますが、27の基本施策の13番目、「安全・安心な施設整備、教育環境の確保」の欄に、学校耐震化、学校施設の整備、学校教材の整備と並べて経済的支援の充実が触れられているに過ぎないわけであります。国の計画を参酌して、学びのセーフティネットについて具体的に盛り込むべきと思いますが、市教育委員会のお考えをお伺いいたします。

2点目は、「めざすまちの姿」を「何々する人」と記述することは、内心の自由との関連で問題ではないか、ということであります。市の計画素案では、第3章、「計画の基本的な考え方」で、基本目標、施策の柱の前に「めざすまちの姿」、「めざす人の姿」を示しています。市教育委員会がみずから「めざすまちの姿」を示すのはまだ理解できますが、「めざす人の姿」を「何々する人」という形で記述することは、個人にそれを強いることとなり、内心の自由との関連で問題ではないかと思えます。

国の第1期計画には「めざすべき教育の姿」という記述があり、山口県の教育振興基本計画として位置づけられる山口県教育ビジョン第3期重点プロジェクト推進計画には、「本県教育が目指す目標」という記述がありますが、防府市計画素案のような記述は国や県の計画には見当たりません。市教育委員会の御見解をお伺いいたします。

3点目は、学校教育において、保健体育、音楽、美術、技術・家庭等の取り組みについて、記述すべきではないかという点についてであります。

小学校では美術あるいは技術・家庭ではなく、図画工作あるいは家庭とありますが、わかりやすく中学校の教科名で質問させていただきたいと思います。

市の計画素案では、学校教育において保健体育、音楽、美術、技術・家庭等については、ほとんど触れられていません。保健体育に関しては27の基本施策の8番目、「健康教育の推進」で保健体育について触れられているぐらいです。ところが、教育基本法第2条の教育の目標では、豊かな情操が掲げられていますが、市の計画素案では、「情操教育」という言葉は教育基本法改正の説明箇所以外には出てきません。改正された学校教育法では第21条で義務教育の目標が示されていますが、その中には音楽、美術、技術・家庭に関するものも規定されております。こうした目標を達成するための取り組みを計画に盛り込むべきだろうと思います。また、学校教育を生涯学習の基礎と考えるべきではないでしょうか。

生涯学習の中で、音楽、美術、体育は大きなウエートを占めると思います。そういう点でも学校教育において、保健体育、音楽、美術、技術・家庭等の取り組みを計画に盛り込むべきであろうと思いますが、この点について、市教育委員会のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 市教育振興基本計画素案についての御質問にお答えいたします。

防府市教育振興基本計画は、本市教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、教育基本法の趣旨や国・県の計画、また第四次防府市総合計画を踏まえながら、本市教育の目指す姿や基本目標、今後取り組むべき教育行政の施策体系をより明確にし、着実に推進するための計画として、本年度中を目途に、現在、策定を進めているものでございます。

策定に当たりましては、市民公募の委員を含む、防府市教育振興基本計画策定委員会を設置いたしまして、これまで4回の会議を開催して、委員の皆様から幅広い御意見をいただきながら、計画に反映させています。

まず、国の第2期教育振興基本計画の学びのセーフティネットの構築について、本市計画に盛り込むべきではないかという御質問についてでございますが、国の第2期教育振興基本計画の答申では、国の情勢の中で、経済的格差などによる進学機会や学力などの差が、教育やその後の就業状況の格差にもつながるといった格差の再生産、固定化が課題とされています。

教育基本法第4条には、「教育の機会均等により、教育上必要な支援を講ずべきこと」

が規定されています。誰もが受けることのできる多様な学習機会を確保するために、国は方向性の一つとして「学びのセーフティーネットの構築」を掲げ、具体的施策として、教育費負担の軽減や学習機会の提供、安全・安心な教育環境の3つが示されているところでございます。

本市の教育振興基本計画における「学びのセーフティーネット」の構築に関連する取り組み等につきましては、一つの基本施策として取りまとめはしていませんが、各施策の中に記載しております。

具体的には、「安全・安心な施設整備、教育環境の確保」の施策の中では、学校の耐震化や老朽化した学校施設の整備・改善などの取り組みや幼稚園就園奨励費、就学援助費、奨学資金の貸し付けなどの取り組みを記載しております。

また、学校教育における「安全教育の推進」の施策の中では、児童・生徒の安全教育の取り組みを、「生徒指導・相談体制の充実」の施策の中では、学習機会の提供などの教育支援として、生徒指導体制や教育相談体制などの取り組みを記載しているところでございます。

本市計画における安全・安心な教育環境の確保や経済的支援、教育支援については、本市の今後の方向性としても重要な取り組みとなることから、記述の工夫や基本施策の項目の一つとして盛り込むことについても検討してみたいと考えております。

次に、「めざす人の姿」を「めざす人」と表現し、記述することは、内心の自由との関連で問題ではないとの御質問でございますが、本市計画では、本市教育のめざす姿として、まちの姿、ひとの姿を明確にし、これを実現するために基本目標や基本施策を定めております。めざす人の姿につきましては、「夢をもち、学び続ける人」、「たくましさとしなやかさを備えた人」、「ふるさとに誇りと愛着をもつ人」の3つを掲げておりますが、これは本市計画に基づいた具体的な取り組みにより実現されるべき人の状態をあらわしているもので、心までも規定するものではありません。

現在、山口県において策定中の山口県教育振興基本計画では、県の教育目標として、「未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成」を掲げ、やまぐちっ子の姿として、「高い志を持ち、未来に向かって挑戦し続ける人」「知・徳・体の調和がとれ、他者とのつながりを大切にしながら力強く生きていく人」「郷土に誇りと愛着を持ち、グローバルな視点で社会に参画する人」の3つの人の姿が本市計画と同様に設定されておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、学校教育において、保健体育、音楽、美術、技術・家庭科等の取り組みについて記述するべきではないかとの御質問でございますが、本市計画における豊かな情操に関す

る記述につきましては、心の教育の充実の施策の中で、伝統や文化に親しみ、意識を高揚する教育の取り組みや健康教育の推進の施策の中で、心の健康の保持・増進を図るための取り組みを記載しているところでございます。

豊かな情操を培うことは、教育基本法第2条の「教育の目標」でもあり、豊かな人間性を育む上でも重要な部分となります。保健体育、音楽、美術、技術・家庭科などは、その後の生涯学習にも生かされ、重要な役割を担うことから、「心の教育の充実」の施策の中で強化し推進していく必要があります、情操教育の充実を取り組みとして記述するよう検討したいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

○23番（田中 健次君） セーフティーネットの答弁の中で、教育基本法第4条の「教育機会均等」という言葉が出ました。第4条ですから、最初のほうにももちろん書いてあるわけで、教育の機会均等ということが大切な課題だろうということの認識が教育長にもあるということで御理解いたしました。ただ「教育の機会均等」という言葉が、例えばこの基本計画には一切出てこないんですよ、「教育の機会均等」という言葉が。その関係で出てくる言葉は、さっき言った、「経済的支援の充実」ということぐらいしか出てこないわけです。そういう意味で国のほうは、セーフティーネットという形でそのことを言っております。

ところが、防府市の計画は学校の耐震化だとか、そういうことの大きなくくりの中の一番最後に経済的支援というような形でしか出てこないの、27ある施策のうちの一つの4分の1しか出てこない。国のほうは30ある基本施策の中で2つ出てくるわけですね。うち27のうち4分の1しか出てこないわけですね。1個の4分の1。そういう形でこの問題を提起しておりますので、ぜひ、これを一つ、項目をつくって、教育の機会均等でもいいし、国と同じような学びのセーフティーネットでもいいですけども、していただきたいと思っております。

その際に、先ほど言われた項目のほかに、高校の入学準備金であるとか、あるいは国のこの基本計画の中には経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援ということで、経済的な条件のほかに地理的条件ということも言っております。

そういうことでいけば、防府市では現在、小野小学校に、これは分校の廃止ということとセットであったと思うんですが、スクールバスという問題が地理的条件の問題という形で出ております。それから、午前中に審議がありました野島については渡船通学についての補助というものも出ております。こんなものも地理的条件ということになろうと思いま

すので、この辺もぜひ盛り込んでいただくようお願いをしておきたいと思います。

それから、2つ目の、「めざす人の姿」という形で出されておりますが、教育基本法、先ほどの教育長の答弁で、これは、人の心までをやるものではないと、心まで規定するものではないと、人の状態だというんですけれども、教育基本法を改正するときの論議として、教育の目標ということが第2条でつけ加えられました、詳しく。その中で言ってることは、1号で、最後、健やかな身体を養うこと、2番目は、ちょっと途中抜かしますが、勤労を重んずる態度を養うこと、それから3番目が、社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことと、あるいは4号目は、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うことと、そういう形で「態度」という言葉を使っておるわけですね、内心の自由との関係で。憲法19条に思想・良心の自由ということがあって、そういうことの中でここは心を規定するものではなくて態度だという形でしたわけですね。

ただ、防府市のような形で人ということになると、人というのは基本的に体と心というのか、いろいろ議論されるときには、体と心というような形で議論されるんじゃないかと思うんですが、そういう形であれば、こういった表現はちょっと教育基本法で定められている基本法をつくったときのその議論のあり方からいくと、少し言葉としては行き過ぎておるんじゃないかと。

先ほど県の教育委員会が云々というのもありましたけども、県の教育委員会は、目指す人というようなのをスローガンにまで掲げておりません。文章の中にはそんな言葉も出てまいりますけれども、そういった意味でここはいかがなもんだろうかということ意見を言わせていただきたいと思います。

それからもう一つ、これは教育のあり方として、そういうようなものを示すべきだという片方の意見があるということもわかりますし、その策定の会議の中の議事録見ると、そういうことを委員さんで発言される方もおられました。

ただ、教育というのは、もう少し個人が自己実現をするというのか、いろんな選択肢というのか、可能性が、特に子どものときにあるわけですよ。そういうさまざまな可能性を自己実現させる、それを発展させるというのを回りから援助して育てていくというのが教育の姿ではないかと思うんです。そういう意味でいけば、平成22年から24年の山口県教育ビジョン、これは、本県教育が目指す目標というのは、一人ひとりの夢の実現と、これが平成24年までの山口県教育ビジョンでありまして、その後、25年度の明確なものはまだできてないわけですね。その骨子となるものはつくったというふうに教育委員会、言っておりますが、まだ明確なものはできておりません。その明確でないものが、先ほど教育長が壇上で言われたものですが、そういうことでいけば、今までの県の教育委員会が

一人ひとりの夢の実現、これが本県教育が目指す目標だと、これは私は一つの炯眼だと思うんですけども、そういうことをちょっと意見として申し上げておきたいと思います。

それから、豊かな情操というようなことを、それなりに出るということをお聞きをしましたので、それはそれで結構だと思います。

それで、もう一つ、情操とは別に、家庭科のことについてお話ししときますが、私らの年代と比べて、今の小学校・中学校の家庭科あるいは技術・家庭は大きく様変わりしております。私たちの中学校のころには、男性が技術で女性が家庭でした。で、現在はもうそれが男女共通という形で、なおかつ家庭科の中学校の教科書を見ますと、家庭分野は大きく4つのテーマに分かれております。「私たちの食生活」、「私たちの衣生活と住生活」、それから3番目が、「私たちの成長と家族・地域」、4番目が、「私たちの消費生活と環境」という形で、消費者教育ということ、あるいは環境教育ということが家庭分野の一つのテーマになっております、既に。

それから、私たちの成長と家族という中で、家族のことを考える、あるいは家族と地域のかかわりを考えるということで、これはほかのところで強調されておる地域とのつながりだとか、家族の問題が非常にどうかということが、この基本計画の中にあるんですが、それはこの家庭科できちっと学ぶべきことなんですよ。あるいは市の消費生活あるいは環境というところで健康福祉部や、今、生活環境部がされておりますが、それは家庭科の課題として今のテーマになってるわけですね。私たちの年代は、家庭科というと料理つくることと裁縫だという意識が強いんですけども、それはもう大きく、家庭科の教育の中身が様変わりしていると、そういうことの中でやっぱりそれを、問題意識にあるものが、この家庭科の授業の中にあるわけですよ。したがって、それはきちっと、この教育の中で位置づけていただかないといけないと思いますし。

それから、音楽とかそういうようなものを、「情操」という言葉も、「豊かな情操」ということが教育基本法の第2条に掲げておりますけど、そういったことについても、「豊かな情操」という言葉がほとんど出てきません。あるいは感動体験というのか、ちょっとこの計画を見ると、その辺が非常に干からびた感じがしてならんわけですが、そういったことを指摘をして、ちょっとほかの質問もしないといけないので、この辺で次の質問に、以上のことだけお願いしてこの辺で終わりたいと思います。

それから、質問の3点目は、通学路、交通安全についてお尋ねをいたします。

通学路の安全対策については、昨年4月の京都府亀岡市での登校中の交通事故後に、通学路の緊急安全点検が実施され、危険箇所として防府市内では小学校125カ所、中学校16カ所の計141カ所が各学校から報告され、昨年度に一部実施し、今年度には完了す

ると、議会で答弁等で聞いております。

そこで、最初に確認の意味もあり、昨年度からことしまでの取り組み状況について、改めてお尋ねいたします。

それから次に、歩道整備、ハンプ等の安全施設、面的な道路対策についての取り組みがどうなっているのか、この点についてお尋ねします。

昨年度から今年度にかけて、安全対策の取り組みは白線の引き直し、スクールゾーン等の安全表示、防護柵の設置、カーブミラーの設置等が主なものと思われま。危険箇所を点検し、対策をとることは大事なことだと思いますが、通学路の安全対策という点からはもう少し全般的に通学路の安全対策を考えるべきではないかというふうに考えております。

そうした観点から歩道整備、ハンプ等の安全施設、面的な道路対策についての取り組みをお伺いいたします。

通学路に歩道を整備することは効果の大きなものですが、歩道設置には工事費のほか用地の取得などの課題も出てまいります。その意味では、現在、路側帯をカラー舗装にすることは車の運転者の注意を促し、効果を上げていると思います。しかし、このカラー舗装は一定の基準に基づき実施しており、多数の児童が利用する通学路であって、学校からの距離が遠ければカラー舗装の対象にはなっていません。そこで一つ目に、歩道整備の基本的な考え方、カラー舗装のこれまでの状況と今後のあり方について、執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

2つ目に、ハンプ等の安全施設についてお伺いいたします。

ハンプとは、英語で「こぶ」を意味し、道路に設けられた凸型の部分をいい、2001年、平成13年の道路構造令の改正により正式に規定されました。これまでは余り使われていませんが、昨年8月に公表された通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会意見取りまとめでは、ハンプは速度抑制のほか注意喚起の効果も大きく、幅員の狭い日本の生活道路に適合する。形状の工夫で騒音・振動問題もほぼ解消できることから、全国で集中的に普及させる必要があると述べ、千葉県鎌ヶ谷市の例が紹介してあります。学校周辺等でのハンプの導入について、市執行部のお考えをお伺いいたします。

3つ目に、面的な道路対策についてお伺いいたします。

面的な道路対策としては、スクールゾーン制度がありますが、小学校からおおむね半径500メートルの範囲で車両進入規制などの交通規制が行われます。このほか、最近導入された面的な生活道路対策としてゾーン30があります。2011年、平成23年9月に警視庁の通達、「ゾーン30の推進について」が出され、防府市内では宮市から防府天満宮のあたりが指定されています。最高速度を時速30キロメートルとすることは、歩行者

が重大な障害を負う確率が時速30キロメートルを境に急激に高まることがあるということです。こうした面的な道路対策について、さらに拡大していく考え方がないのか、市の考え方を伺います。

○議長（行重 延昭君） 執行部、答弁をお願いします。教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 私のほうからは、通学路は交通安全についてのうちの昨年度からの取り組み状況はどうなっているのかについてお答えいたします。

まず、1点目の、昨年度からの取り組み状況でございますが、昨年、7月30日から8月7日にかけて、国土交通省山口河川国道事務所、山口県防府土木建築事務所、防府警察署、市の道路課等各関係機関及び学校の教職員、保護者、そして地域の方々に参加していただき、通学路の緊急合同点検を実施いたしました。この点検で、小学校で125カ所、中学校で16カ所、合わせて141カ所の危険箇所が指摘されております。このうち、道路の形状の問題などの理由のため、早急な安全対策の実施ができない26カ所を除いた115カ所の危険箇所について、区間線の設置やカーブミラーの設置などの安全対策案を立て、2月1日に市のホームページで公表しているところでございます。

現在、安全対策の進捗状況でございますが、既に実施された箇所が31カ所、今年度中に実施される予定が73カ所、来年度以降実施される予定が11カ所でございます。今年度中に実施される予定の箇所には、昨年の12月議会におきまして補正で予算化されました事業費でございますけど、繰り越しとなっております54カ所が含まれております。今後も早急に対策が実施され、児童・生徒が安全に通学できるよう環境を整え、各関係機関に働きかけてまいります。

また、今年度も各小・中学校におきまして、通学路の危険箇所の調査を行い、新たに31カ所の危険箇所が指摘されております。この調査については、今後も定期的を実施し、各校の学校運営協議会を通じて保護者や地域の方々の御意見を伺いながら、危険箇所の抽出を行い、各関係機関や学校の教職員、保護者等で協議会の上、対策案を立ててまいります。

教育委員会といたしましては、今後も、これまで行われてきた各学校の児童・生徒への安全指導とあわせ、各道路管理者、警察署等と連携を密にとり、通学路の危険箇所に対する必要な対策が迅速かつ計画的に実施され、通学路の安全が確保されるよう努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは続きまして、歩道整備、ハンプ等の安全

施設、面的な道路対策についての取り組みはどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

まず、歩道整備についてでございますが、昨年度、通学路緊急合同点検により、道路拡幅の要望がございました市道出合木部線ほか3路線及び平成21年度から着手しております市道戎町今宿線の歩道整備を国の緊急経済対策を活用して、今年度実施いたします。

また、平成19年度から着手しております小・中学校周辺の通学路のカラー舗装につきましても、国の緊急経済対策を活用しながら、当初計画の各小・中学校から500メートルの範囲内、これ、スクールゾーンでございますが、これにつきましては、平成26年3月までに工事を完了する計画で進めております。

なお、児童・生徒の多い学校の関係者のほうから「500メートル以上の区間について、カラー舗装を実施してほしい」との御要望もいただいておりますので、今後、検討してまいりたいと考えています。

続きまして、通行する自動車の速度を抑制するハンプの設置についてでございますが、住宅地等においては振動・騒音問題が発生するおそれもございますことから、市道の道路上にかまぼこ状の突起物を設置した事例はございません。しかしながら、新たな試みとして、宮市町内の通学路に突起しているように見えるイメージハンプを設置して、通過車両の速度の抑制に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、ただいま議員より御紹介いただきました鎌ヶ谷市等、先進地の設置事例も参考にしながら、今後、通学路等へのハンプ設置につきましても検討してまいりたいと思っております。

最後に、面的な道路対策についてでございますが、御承知のとおり、本年4月、上天神町、宮市町、栄町の一部がゾーン30に指定されました。「ゾーン30」とは、生活道路が集積している区域をゾーンとして設定し、区域内の車両の最高速度を時速30キロに規制するもので、その効果として歩行者の安全が確保されること、また通過車両もスピードに注意することから、交通事故の減少にもつながる等が期待されております。

今後、ゾーン30区域内では、警察と道路管理者が協力して、歩行者や自転車を優先した、各種交通事故防止対策を行ってまいります。あわせてゾーン30の区域の拡大につきましても、警察、道路管理者で協議しながら、拡大する方向で検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） いろいろ御答弁いただき、ありがとうございました。若干意

見、申し上げたいことがあったんですけれども、もう時間がありませんので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、23番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、14番、重川議員。

〔14番 重川 恭年君 登壇〕

○14番（重川 恭年君） 会派「絆」の重川でございます。きょうは大きい項目で3点の質問をいたしたいと存じます。執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

まず、1点目は、防府読売マラソン大会についてでございます。

続いて2点目は、市中心部、特に商店街と言われていた通りの衰退、これの復活・活性化にかかわることでございます。

3点目は、「教育のまち日本一」防府の道德教育についての3点を順次お尋ねいたしたいと存じますので、よろしく御回答のほどお願い申し上げます。

第1点目の、防府読売マラソン大会についてお尋ねいたします。

この大会が始められたのは1970年、昭和45年の12月27日に第1回の大会が開催されております。少し振り返ってみますと、その後において、幾多の変遷を経て、今年で、つまり平成25年で第44回目の開催となるわけでございます。第1回目の大会でのフルマラソンの部では66名のエントリー、それから10キロ、ジュニア、壮年の部、128名を加え、総エントリー数は194名でございました。

42年を経た昨年の第43回大会では、フルマラソンも男子の部と、それから女子の部に分けられておりまして、男子の部2,673名、女子の部299名の、合計2,972名、また、10キロの部も一般の部、そして高校の部、壮年の部、女子の部というふうに細分化されております。この部の合計166名のエントリーと合わせると実に3,179名の方々が挑戦されているわけでございます。

記録も、その時々の気象条件や出場選手のコンディションあるいは変更・工夫を重ねてこられたコースの状況等々によりましても左右されますけれども、第1回目の記録は当時の徳地町折り返しのコースで今とは全然違いますが、2時間15分49秒8というふうに記録されております。過去最高は第33回、2002年で出されたエチオピアのヌクゼ選手の2時間08分16秒となっております。

ちなみに、第40回、2009年から始まった女子フルマラソンの部では、2回目となる第41回の、佐賀陸協から出場の吉富博子選手の2時間38分01秒となっております。

このように、過去の経緯をたどると、防府読売マラソン大会は歴史と伝統のあるマラソン大会であることがわかるわけでございます。先人の皆様方、努力されてこられた方々、関係されてきた方々に対し敬意を表するものでございます。

そこで、1点目のお尋ねでございますが、私も今述べてまいりました、経緯の中で、若干触れてまいりましたが、当該大会における大きな、変更点と申しますか、工夫点あるいは改善してこられた点、要は、大会を成功に導く、言いかえれば、成功あるいは盛況にさせる改善・改良を今までどのように、どう実施されてきたのかをお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

防府読売マラソン大会は第1回から数えて本年で半世紀近い第44回大会を迎えることとなりますが、毎回、大会終了後、主催団体で検証を行い、数々の改善・改良・工夫を重ねてまいってきているところでございます。

一例を挙げますと、陸上競技場をスタート・ゴールとする市街地周回コースへ変更、制限時間を4時間に延長するとともに、日本陸上競技連盟未登録の一般市民ランナーにも門戸を開放、マラソンに女子の部を創設、各種表彰の充実、受付場所と控室を防府市スポーツセンター体育館ソルトアリーナ防府に変更、その他、走路整理員の大幅増員、完走証の即日交付、前夜祭となる歓迎の夕べの開催など、参加者の利便性の向上や歓迎ムードの盛り上げを図ってまいりました。

また、一昨年の大会に、ことしの世界陸上のマラソン日本代表選手で日本で一番速く走る市民ランナーと言っても過言ではない、埼玉県庁の川内選手が出場したということで、日本全国から我が防府市に注目が集まったところでもございます。こうした努力が身を結び、また川内選手効果もございまして、昨年の第43回大会では、御指摘のとおり、2,970人という大会市場最多の参加をいただいたところでございます。

しかしながら、一方で参加者の急増により、大会運営に関して数々の問題点も浮き彫りになってまいりました。これらの問題点を主催団体で検証し、善後策を検討した結果、まず、ことしの大会から、今、全国で盛んに行われている市民マラソンとは一線を画し、第1回大会が開催された原点に戻って、競技性重視の方向性を再確認し、大会を実施することといたしました。さらに、10キロの部を中止、ハーフマラソンの完走タイムによる3つのカテゴリーに分けての参加申し込みやインターネットによる参加申し込みの導入を決定したところでもございます。こうした変更により、トップアスリートを目指すランナーにとって、ストレスが軽減され、走りやすく、自己記録の更新が狙える大会となるの

ではないかと考えております。

また、防府市のPRやおもてなしも重要となってまいりますことから、防府観光物産協会による市の名産や特産品の販売及びオリジナルグッズなどの製作と販売が行えないか、検討もいたしたところでございます。

私としまして、この大会を盛り上げるため、記録の出やすいコースと好評をいただいている防府読売マラソン大会を日本陸上競技連盟公認のオリンピックや世界選手権の選考レースの一つにできないものかと、常々考えておるところでございます。この防府市で生まれ育ってきた防府読売マラソンを今後、今以上に盛り上げる努力を常に怠らず、そして貴重な市民の財産として将来につなげていかなければならないと考えているところでございますので、皆様方の一層の御支援、御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） それでは、今、市長のほうからいろいろ今まで改善をしてきた点、あるいは改良してきた点、時間制限あるいは周回コース、女子の部、いろいろ改善・改良を図ってきておるといことはお聞きしました。それで、ことしから10キロの部が中止というお話も、今、聞いたわけでございます。

それで、私、以前もこのマラソン大会のことについて質問させていただいたわけでございますが、そのときは、要は、記録を目指す競技マラソンか、あるいは、今、主流になってきている市民マラソンか健康マラソンか、こういうこともお尋ねした経緯があるわけでございますが、今、はっきりと市長のほうから、この大会は新人の登竜門の記録を目指す競技マラソンに、特化するとまではおっしゃいませんでしたけれども、そういう大会にしていきたいという思いを述べていただいたわけでございますけれども。去年は3,000名を超える選手がこの大会にエントリーされてるということでございますが、この3,000名という中で、市内から参加された選手の方、あるいは県外、あるいは県内、この辺の人数というものがわかるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） それでは、お答えいたします。

まず、申込者数でございますけど、2,970名、それから、これが実際に申し込まれてから、受け付けは、また人数が違いますんで、実際に受け付けいたしましたのが2,600人でございます。2,600人中県外が1,986人、市外が480人、市内の参加選手が143人ということになっております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今、数字をお聞きしますと、申し込み、2,600名であった。この中の何と千九百数十人、すごい多くの2,000人にならんとする県外からの、お客さんというか、選手の方がこの防府市においでになってるんですね。市内はたった143人、県内の方が480人、2,600人のうちの2,400人以上が県内・県外からおいでになってる。ぜひこの大会をよそからのお客さんをこの防府市へ吸引する起爆剤、あるいは防府市を知っていただくいい機会だろうと思いますんで、ますますこの改良・改善を重ねてしていただいて、防府という地のネームバリューを上げるというか、知名度アップを図るというか、そういう考え方に立ってもらいたい。これは市長の先ほどの答弁の中でも、名産品の開発というか、売店というか、そういうこともやりたいというようなことをおっしゃっておりますんで、それはそれとしてやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

それで、これの今、教育部長のほうからお答えの中で、いわゆる申し込みと、また当日参加された方の数が若干、これは違って当然だと思いますけれども、この申し込み方法を今までどういうふうな申し込み方法をとっておられたのか、先ほど壇上で市長はインターネットとかいうこともおっしゃっておりましたけれども、今までのその申し込みなり、当日受け付けというか、その辺のことをちょっとお話し願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） それでは、今までの受け付けの方法ということでお答えいたします。

まず、今大会に参加していただいた方に対しましては、こちらから御案内の、要するに、次回の大会の御案内のはがきを郵送させていただいております。それから、当然ホームページ等でお知らせはしてるところでございますが、申し込みにつきましては、郵送で受け付けを行っている状況でございます。したがって、先ほど市長のほうから答弁をさせていただきましたけど、本年度からインターネットによる登録、申し込みができるということになります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今年度からインターネットによる申し込みをできるということでございますんで、また昨年にも増してこの参加者が多くなるのではないかというふうな期待も持っておるわけでございますが、今度は申し込みを受け付けて当日エントリーするということですね。これの受け付け方法はどういうふうに今までされておったのか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 今の御質問でございます。当日というか、この大会につきましては、前日の、要するに、受け付けをやっております。前日、14時30分から16時30分の間、2時間、これを受け付けております。

また、当日も開催前に受け付けをしておると、この2日間で受け付けをしている状況でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今、前日、14時30分から16時30分まで2時間の受け付けと、それから当日、朝おいでになって、その出発までの間に受け付けるということで、先ほど、申込者2,600名のうち、県外から1,900名という多数の方がこの防府においでになってるんですね。で、私は、これを原則前日受け付けというふうにしたらどうかという思いがあるわけですが、昨年の例をとって、その14時30分から16時30分、これ2時間しかないわけですが、この2時間の中で受け付けられた方は何名いらっしゃったのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） お答えいたします。

前日の14時30分から16時30分の間でございますけど、2,600人の受け付け者のうち772人、率にいたしまして29.7%でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 14番、重川議員。

○14番（重川 恭年君） その772人、29.7%のうちの県外の方の受け付け人数、そして県内の方の受け付け人数、それと市内の方の受け付け人数がわかれば教えていただきたい。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 前日772人の受け付けをしておりますが、まず県外584人、市外、県内ですね、93人、市内の方が95人でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） それで、今、お聞きしますと、県外の方が584人、まあ、概数で600人としましょうか。そうすると3分の1、県外からおいでになる方の3分の1、600名がその前日受け付け、あとの1,300人が翌日受け付けということになるわけですが、県内は93名が前日受け付けということで、残りのちょっと

400名近くが当日受け付けということになるわけですが、この受け付けを原則として前日受け付けということになると、私は市内の、経済効果というか、宿泊も飲食も交通機関もお使いになる、まあ、いろんなもろもろのことで前日受け付けにすると、防府に来て、朝方受け付けを済ませて、ウォーミングアップもあると思うんですけども、市内をちょっと歩いてみようか、もちろん、応援に来られる方もまた一人ついておいでになるとかですればこれの倍あるわけでございますから、そういうことに期待も持てるんじゃないかなと思うわけですが、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） お答えいたします。

一応、ランナーのためのマラソン情報サイトでございますランナーズバイブル、マラソン大会一覧によりますと、全国で開催されているフルマラソンの大会は、以前116と述べておりましたが、今は150大会となっております。そのうち、公益財団法人の日本陸上競技連盟が公認してるコースで開催される大会は62大会、この中で前日受け付けをしている大会は44大会です。62公認大会があるうちの44大会が前日受け付けをしているということでございます。

御質問の、前日受け付け時間を長くとってはどうかということでございますが、確かに経済効果、それから市内を観光していただける方の増ということも期待できますが、はっきり申し上げまして、走りに来られるわけでございますから、それなりの準備はされるんじゃないかとは思いますが。

そういったところもありますけど、今のところ前日で受け付けしてる公認マラソンの中で、確かに7時間という時間帯で受け付けをしているところは二、三あります。防府の場合は2時間、3時間という部類の中に入れておまして、これは数少ないと、数少ないというか、時間数にしては少ない時間でございます。ただし、当日の受け付けは、まあ、これが当日やっってるかどうかというのは、ちょっとはっきり確認をしとるわけではございませんが、前日受け付けは一応2時間の形でやり、当日は、先ほど言いましたように、県外から2倍の方の受け付け数になりますので、当日のほうも充実させていきたいというふうには考えております。

確かに、議員さんの言われるように、観光客が増える、それから回遊される方も増えるということに対しましては、これは肯定的に考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今、執行部のほうでは前日は2時間、それから後は当日受け

付けを行うということでございますけれども、先ほど回答のあった中で、陸連が関与するその全国62大会のうち44大会が、もう3分の2以上ですよ、前日受け付けをやっていると。こういうような状況なので、これもどうしてこの防府読売マラソン、1回目の大会からどういう目的で防府でこの大会をやるようになったのか、その辺の経緯もあると思うんですけれども、やはりこの地域の、私は先ほど言いました、競技上のこともありましよう、あるいは施設上、施設上というのが、まあ、道路とか環境とか、そういう面でございますけれども、そういうものもあったと思いますけれども、やっぱり防府あるいは読売というネームバリューあるいは知名度アップ、それから地域の経済波及効果と、いろんな面で考えられたんだというふうに思っておりますので、ぜひこの大会が、先ほども申されました、改良・改善されてきた中に、ぜひこの前日受け付けというものも含めてもらったらというふうに要望して、この項の質問は終わりにしたいと思います。

それじゃあ、引き続いて2点目の質問をしたいと思います。

通称「商店街」と言われてる通り、「通り」というのは「ストリート」のことでございます。私が幼少のころのことではございますけれども、その一昔前までは買い物をされる方々にぎわっていたまち並みでございますけれども、今は人通りも極端に少なく、「空き店舗」と呼べばいいのかどうかわかりませんが、空き家あるいは空き地が目立っております。このことは、私がいつも言っておりますように、何もこの防府市に限ったわけではないわけでございます、それぞれにどの地方都市においても共通の課題でありますけれども、何とかせんにゃあいけんという、これも共通の悩みを持ってるわけでございます。

そのような中で、執行部においてもいろんな施策を考えられ、また対策を練られ、頑張ってる、あるいは努力されてることは一応評価に値するというふうに思っておりますけれども、まだまだ不十分な面もあるのではないかと思っております。それは、事業所等設置奨励条例による対象地域、地域というか、その対象になる地域でございますね。これに限って言ってみますと、事業所等設置奨励条例では113ヘクタール、そしてまた事業所誘致促進補助金要綱による対象地域は76ヘクタール、そして起業家支援補助金要綱による対象地域は180平方キロメートル、市内全域というものであります。

そして、空き店舗活用促進事業による対象地域は中心市街地の商店街を形成しておる地域というふうに、まあ、それぞれ地域視点については、その意図があって、そういう、この奨励条例では113ヘクタールですよ、これでは76ヘクタールですよ、これでは180平方キロメートルですよ、これでは商店街を形成してる地域だけですよとか、そういう意図があってなさってることは存じますけれども、利用者側からすれば、非常に使

いづらいというか、利用しにくいというか、なかなか活用できないというか、悪く言えばですよ、悪く言うつもりはございませんけれども、不便で利用しにくい。させたくないと思えんような制度になっておるのではないかという、素朴な感じを持っておりますが、どのようにお考えになってるのか、説明をお願いしたいと思います。

これで2点目の、冒頭の質問は終わります。

○議長（行重 延昭君） 執行部、答弁をお願いします。産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、お答えします。

市内の商店街の空き店舗についての御質問ですが、防府市の商店街連合会に所属をされている市内の商店街は、天神商店街振興組合、天神町銀座商店街振興組合、栄町商店街振興組合及び任意組合である駅通り商店街、車塚商店街がございます。

商店街の空き店舗及び空き店舗率の状況についてですが、平成25年1月末現在で防府商工会議所とまちづくり防府に御協力をいただき調査をしたものによりますと、天神商店街は営業店舗33店、空き店舗6店で、空き店舗率が15.4%、天神町銀座商店街は営業店舗47店、空き店舗14店で、空き店舗率が23.0%、栄町商店街は営業店舗43店、空き店舗15店で、空き店舗率25.9%、駅通り商店街は営業店舗29店、空き店舗6店で、空き店舗率が18.8%、車塚商店街は営業店舗が26店、空き店舗1店で、空き店舗率が3.3%となっております。

また、空き店舗の中には、退店をされて長い時間が経過したり、使用できない物件や既に取り壊されて空き地になった物件も多数存在しております。今後も引き続き、防府商工会議所及びまちづくり防府と共同して追跡調査を実施するとともに、店舗情報の共有に努めてまいります。

次に、市といたしましては、先ほどのその、いわゆるいろんな補助の対象のエリアが異なるということですが、これにつきましては、まず最初に、空き店舗活用促進事業、これを最初につくりました。その後、防府市事業所等誘致促進事業補助金、それから、この25年から、いわゆる起業家を支援する起業家支援補助制度を開始しておりますが、それぞれ補助の内容、それから対象の要件、異なります。したがって、これにつきましては、事前に商工会議所の経営相談を受けることが条件になっておりますので、そちらのほうで相談を受けられて、最もその使いやすい形はどれかといったことを検討されまして、利用される形で進めていくのが最も有効な使い方と思っておりますので、こういう、一見面積は異なりますが、それぞれやはりその補助の内容とか要件、異なるということで、使いやすいような形を、使われる方が会議所と相談しながらやっていくということの形で使っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今、空き店舗の状況あるいは奨励制度の違いというものもおっしゃいました。それは、私も理解しております。それで、その空き店舗率の推移は5年ごとにさかのぼっていくとどういうふうなことになるかわかりますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 平成8年から平成25年までの空き店舗率を、5年置きでよろしいですか、申し上げます。

平成8年の空き店舗率が12.9%です。それから、平成13年の空き店舗率が19.1%、それから、平成18年の空き店舗率が18.1%です。それから、平成23年の空き店舗率が17.2%、それから、最新ですが、25年1月現在の空き店舗率が19.1%でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今、そういうふうに、これは空き店舗率と言え、皆20%を割ってる状況で、そんなにないわけでございますけれども、中心市街地の空洞化というのは確実に進んでるわけですね。今、この、ごく最近19.1、その前が17.2、それから18.1、このような推移をたどっておるわけでございますけれども、これには空き地というものが入ってないんですね。これは数字のマジックで、空き店舗、空き店舗と言え、そうかな、そうかなと思うけれども、空き地が入っておりません。これを入れるとどんどん、中心市街地というか、商店街も含めてですけれども空洞化してる。今回の議会でも中心市街地、皆、捉えられる観点は違うわけでございますけれども、中心市街地の空き地、そういうものを質問された議員がこの議会でも4人いらっしゃる。これは、相当に、それぞれの立場で危機感を持っていらっしゃるというあかしではないかというふうに思っております。

そういうことで、まだまだお尋ねしたいことはたくさんあるわけでございますが、ただ、今、その事業所等設置奨励条例、事業所誘致促進補助あるいは起業家支援補助、これについて、例えば、天満宮のすぐ大石段の下の方に工房を出すとか、店舗を構えようと思ったときに、その商店街、新規入居、これの奨励適用がされなかったという事例もあるやに聞いております。これは、先ほど私が言いました、中心市街地の商店街を形成している地域と、これを一步外れたら、もう適用できないと、で、市のほう、執行部では、その天神門前商店街とか何とか言ってるにもかかわらず、そういう事例があるということをお伝え

して、今後の参考にしてもらえればというふうなことで、この質問は終わります。

それじゃあ、3点目の大項目、「教育のまち日本一」、「教育のまち防府」について、最後に質問させていただきます。

私は以前にも、というのは平成23年、道德教育のさらなる推進についてをテーマに質問させていただきました。その中で、今現在、急速に変化している内外の事象を例に出して質問をしております。いずれにいたしましても、日本の将来を担う、背負っていく宝物は子どもたちであると思っております。その子どもたちが健全に育ち、よき社会人となるためには、私たち大人の責任も大なるものがあると存じます。そして、家庭、地域、学校など、三位一体の協力、認識が大切であると言っても過言ではないと思っております。そのようなことを申し上げ、本題に入らせていただきます。

教育の分野においては、平成18年の12月に制定から60年を経た教育基本法が改定され、こと小学校では平成23年度から、それから中学校では平成24年からですが、新学習指導要領に沿った教育が完全実施されてると思っております。

そのような中で、このたび市では豊かな心の育みと文化の香りあふれるまちづくりの中で、「教育のまち日本一」を目指した諸施策を積極的に展開してまいりますとして、学校教育では、児童・生徒の生きる力を育むため、学校の教育力の向上と、家庭・地域との連携を一層強化すると、市長の本年度施政方針大綱の第3の中で述べておられます。この「教育のまち日本一」の諸施策の中での学校教育の項、児童・生徒の生きる力を育む教育で道德教育はどのように位置づけられているのか、また現在の取り組みの状況、現況をお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 答弁求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 道德教育の取り組みについての御質問にお答えいたします。

防府市教育委員会では、豊かな人間性を備えた児童・生徒の育成を目指し、道德教育を柱とする心の教育に積極的に取り組んでいるところでございます。各学校におきましても、児童・生徒の道德性を養うことを目標とし、道德の時間をかなめとして学校の教育活動全体を通じて道德教育を行っております。

道德の時間は週1時間、年間35時間を教育課程に位置づけ、他の教科や体験活動との関連を図りながら実施しております。指導に当たっては、望ましい生活習慣や強い意思などの、主として自分自身に関すること、思いやりや人格の尊重などの、主として他の人とのかわりに関すること、生命の尊重や自然愛護などの、主として自然や崇高なものとのかわりに関すること、そして、公德心や公平・公正などの、主として集団と社会とのか

かわりに関することについて、児童・生徒の発達段階に応じて、資料や指導方法を工夫しながら、計画的に実施しております。

特に、防府市では、地域や伝統・文化を尊重する心の育成を図るために、本市ゆかりの人物・文化・自然等を扱った地域素材を生かした道徳教育の資料集を作成し、全ての小・中学校に配布しております。各学校では、本資料を用いた授業を、各学校の道徳の年間指導計画に位置づけており、防府市ならではの道徳の授業が展開されております。

また、道徳教育は、学校、家庭、地域の三者が共通理解のもとで連携を図ることによって、大きな成果が得られます。昨年度は、全ての小・中学校が道徳の授業や学校行事等に、地域の方々の参加や協力を得ながら、道徳教育を推進いたしました。あわせて、参観日や土曜授業などでの地域の方々や保護者等への道徳の授業の公開も積極的に実施しております。

防府市教育委員会といたしましては、各学校と学校運営協議会との連携・強化を支援するなどして、子どもたちの心を育てる道徳教育のさらなる充実につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今、教育長のほうから御答弁ございました。現在、週1時間、年35時間ですか、道徳の時間を取り入れてると、こういうようなことでございますが、まず、私は道徳教育という捉え方、まあ、いろんな観点からあると思うんですが、まず、基本的には、教育長もおっしゃいました、学校、それから地域社会、それから家庭、それぞれが役割分担を持って、担って教えていくものであると、ですから学校だけに私は限ってるわけではございませんけれども、全同一年齢が同一場所に集まる機会というのは、その学校の教室というところしかないんで、これを言ってるわけではございますが、各学校において、生活習慣の基本というか、挨拶とか、あるいは靴をそろえるとか、そういうものが乱れてるというふうにお感じになりませんか。どうですか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 議員、今、子どもたちの生活習慣の乱れは気になりませんかという御質問か、御意見、御感想だったかと思いますが、私ども、この道徳の指導というものは道徳の時間だけでなく学校教育全体を通じてやっているものであるというふうと考えております。

また、子どもたちもそれぞれの地域で、あるいは学校で勉強しておりますが、子どもたちは学校を選ばませんので、私ども防府市内の小・中学校に10の水準というのを設けて

おりまして、その中で道徳の時間に、あるいは道徳教育の中でやはり指導すべき内容におきましても、一定の水準以上のものということで、例えば、今、議員申されました、元気の挨拶をするとか、あるいは時間を守るとか、進んで掃除をする、そうしたことに積極的に取り組む子どもということで、この10の水準の中にそうしたものを含めまして、指導してきております。

まあ、我田引水になるかもしれませんが、防府の子どもたちは小学校も中学校も恐らく小学校の学級崩壊とか、あるいは中学校でいう荒れ、そうしたものも含めまして、他の地域の子どもたちに比べると、子どもたちのその主体的、自主的な取り組みができていうふうに、私、判断しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） それでは、残る時間、3分になりましたので、ちょっと防府市教育振興基本計画、5月29日に出されたものでございますが、その8ページに、「主体的にたくましく生き抜く力と豊かな人間性を備えた人材の育成」ということが書かれております。その中で、「生きる力とは、知・徳・体のバランスのとれた力」というふうなことがる書かれております。この教育振興基本計画、これを読みますと、まだまだその知・徳・体、バランスのとれた力というのは当然のことではございますが、その「徳」ということがまだ記述が少し不十分、私は、教育学を云々ということは全然頭になんてすけれども、この「徳」というものの記述が少ないんじゃないかな、あるいは16ページに、「総合的な学習の時間や読書活動の充実」というのも記述されておりますけれども、ここでもいろんな、朝の二、三分の読書活動とか、あるいは徳育の時間とか、そういうものを入れていくようなこと、この中に、具体的にはその基本計画ですから入れられないと思いますが記述があつてしかるべきじゃないかな、こんなことも思っております。これは、要望として、私、時間、ちょうど終わりましたんで、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、14番、重川議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、6月28日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

午後 2 時 4 1 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 5 年 6 月 1 7 日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 山 根 祐 二

防府市議会議員 山 下 和 明